

資料作成費

第9号様式（第7条関係）

2021年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

日本共産党京都府議会議員団

| 配布物 (名称) | 「2022年度京都府予算に関する申し入れ」 | | | | 規格 | A4版20P | |
|-------------|-------------------------|-----------------|----------------------|------------|------------|-----------------|---|
| 配付先 | 事前登録者への送付、関係者・地域等で配布 | | | | 作成部数 | 1,000部 | |
| 所要経費 | 無 有 | 充当有の場合 | | | | | |
| | | 支出先・内容等 | 支出額 (円) | 按分率 (%) | 計上額 (円) | 領収書 整理 番号 | 備 考 |
| | | 印刷・ 作成費 用 | □ ■ 有限会社 ニュープリント | 98,230 | 100% | 98,230 | 165 |
| | | 封筒代 | ■ □ | | | | |
| | | 封入封 減費用 | ■ □ | | | | |
| | | 送付等 費用 | ■ □ 株式会社 ウイングスマルコ | 0 | 100% | 0 | 76冊を送付。費用は同 封の府政報告No.2160・ 2161に計上。 |
| | | | □ □ | | | | |
| | | | □ □ | | | | |
| | | | □ □ | | | | |
| 同封物 | 政務活 動費の 充当対 象 | □ □ | | | | | |
| | 政務活 動費の 充当対 象外 | □ □ | | — | — | — | — |
| 合 計 | | 98,230 | — | 98,230 | — | | |

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

2022年度 京都府予算に関する申し入れ

「開発優先から、コロナ危機に直面する府民に寄り添い、いのちと暮らし最優先の自治体へ」



11月11日、府会議員団は西脇知事に対して「2022年度京都府予算に関する申し入れ」を行いました。

コロナ感染症が続き、これまでの政治の矛盾が噴出する中、国、自治体の役割が問われてきました。今の時期は、これまでの取り組みの到達を踏まえ、第六波にそなえ、当面の緊急対応とともに、抜本的な取り組みが求められています。また、年末年始を控え、営業や暮らしにかかわる厳しい事態に対し、誰一人切り捨てる立場からの本格的な施策が急がれます。

以上の点から、来年度予算要望にあたり、年末・年度末対策など補正予算の対応も含め、直ちに実施されるよう「緊急要望」として6つの柱・31項目にまとめました。その柱は1つに、医療や保健所などコロナ対策の充実、2つにコロナで傷んだ雇用や経済、地域への対策、3つに子育て支援とジェンダー平等問題、4つに北陸新幹線や北山エリアなど開発優先からの転換、5つに気候危機対策、6つに、今日における自治体の役割について、です。その内容は、一つひとつの項目に、前文として、コロナ禍および新自由主義により浮き彫りになった実態と解決すべき課題を、党議員団の認識として述べたうえで、緊急に実施すべき内容に精選し載せました。

また、「分野別要求」は6つの柱・172項目を提案しています。これは、最初に述べた通り、新自由主義の転換と、自治体本来の役割を發揮するという点から、気候危機やジェンダーをはじめ、今後の自治体がすすむ大きな方向にもとづいて、個別政策・要求を整理しなおしました。

まもなく始まる11月定例会での補正予算も含め、来年度の知事選挙前の骨格予算にも盛り込まれるよう、全力を擧げるものです。

日本共産党京都府会議員団 TEL. 075-414-5566 / FAX. 075-431-2916

2021年11月11日

京都府知事 西脇隆俊 様

開発優先から、コロナ危機に直面する府民に寄り添い、
いのちと暮らし最優先の自治体へ

2022年度

京都府予算に関する申し入れ

日本共産党京都府議会議員団

団長 原田 完

はじめに

約2年近くにも及ぶ新型コロナウイルスの感染拡大は、府民のいのちと暮らし、生業と地域経済にかつてない深刻な影響を及ぼしています。

お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、療養中のみなさんにお見舞いを申し上げます。また、きびしい体制のなかにあって、府民のために日夜ご奮闘いただいている府職員をはじめ、第一線でいのちと暮らしを守るため奮闘されているすべての皆さんに、心より敬意を表します。

現在、感染者数は大きく減っているものの、まだコロナ収束には至っていません。医療現場からは「医療崩壊のまさに寸前だった。いまだ減収の補填がなく、経営の危機が深刻」、保健所からは「深夜1時2時までの残業で、自分の命を削って仕事をしてきた。根本的な増員がないと次の感染拡大に備えられない」、さらに中小業者からは「自衛や時短営業に協力してきたが、緊急事態解除後もお客様の足が戻らず、先が見えない」など悲鳴があがっています。コロナ危機により真っ先に仕事と収入を奪われた女性や学生・若者などの生活困窮は続き、米価暴落により農家も地域そのものも存続の危機に直面しています。

一方、府内でも大企業トップ10社は、コロナ危機の下でも内部留保を積み増し、9兆円を超える巨額になるなど、貧困と格差はいっそう拡大しています。

コロナ禍により、長年にわたり、社会保障予算や公衆衛生をはじめ公的部門を削減し、地域経済や地方自治体にも「弱肉強食」「自己責任」を押し付けてきた政治の矛盾が噴出し、これまでの「新自由主義」にもとづく政治そのものの転換が求められています。

京都府においても、暮らしや地域をこわす「新自由主義」と開発型政治へさらに進むのか、それとも、「住民福祉の増進」という自治体本来の役割を發揮し、いのち・暮らし・生業・地域を守る立場に立つかが、するどく問われています。

以上の立場から、わが党議員団は、京都府の来年度予算編成と、緊急に取り組むべき課題について年末・年度末対策など補正予算も含め、「緊急要望」31項目、「分野別要求」172項目を提案し、予算化・施策化をされるよう申し入れます。

<緊急要望>

1. いのちを守る——コロナ対策、医療と保健所などの体制強化・拡充を

新型コロナウイルスの感染拡大により、府内でも「医療崩壊」の危機や、保健所の業務のひっ迫状態が生まれ、自宅療養者が一時7千人にも及ぶなど、まさに「命の危機」という深刻な事態が引き起こされました。これまでの実態を踏まえ、「第6波」の感染拡大に備えることが急務です。

政府の社会保障削減路線に従って、病院統廃合や病床削減、保健所の統廃合などを進め、医療や公衆衛生の体制がきわめて脆弱とされてきたところにコロナ危機が起きたことを踏まえ、いのちを守ることを最優先にした府政が求められます。

- ①新型コロナからいのちを守る観点に立ち、迅速な健康観察と速やかに医療にアクセスできるようにするため、保健所配置も含めた保健所体制の抜本的な強化と、開業医をはじめとした地域の医療機関との連携強化する体制がとれるよう、府としてイニシアチブを発揮すること。また、すべての医療機関への支援策を国に求めるとともに、府としても対策を実施すること。
- ②さらなる病床確保にとりくむとともに、宿泊療養施設や、感染拡大時に設置される入院待機ステーションなど臨時の医療施設に位置づけ、中和抗体療法の実施等も含め、医療体制を強化すること。
- ③自宅療養者の生活支援や災害時の的確な対応を保障するため、市町村と連携して情報共有と体制の強化に全力を上げること。
- ④新型コロナワクチンの3回目も含む接種と、季節性インフルエンザ予防接種などの同時進行が求められており、さらに「第6波」にむけ、府の取り組みや今後の見通しについて、正確できめこまか情報が府民や医療機関にしっかりと届くよう、リスクコミュニケーションの力をだかめ、情報発信を抜本的に強化すること。

2. 中小企業と農林水産業、雇用と暮らしを支え、地域を再生・持続可能に

コロナ危機により、中小企業が99%をしめる京都の経済は深刻な打撃を受け、2020年度は3年ぶりに倒産件数が増加し、さらに「倒産企業にも反映されず、静かに廃業していく業者が多い」(理事者:決算書面審査)実態です。そのうえ、政府による消費税・インボイス(道格請求書)制度の登録が始まり、零細業者やフリーランスが課税業者となることを強制されたり、取引から排除される危険が迫っています。

雇用をめぐっては、コロナ危機により、非正規労働者、特に女性や若者への深刻な影響が明らかとなりましたが、京都府では、非正規雇用率が全国ワースト2位ときわめて高い実態です。

農林水産業は、今年の米価大暴落で仮払金や貰い取り価格が4割も下がり、「もうコメ作りを続けられない」と悲鳴が上がっています。

このままでは、中小業者も雇用も農業も立ちゆかず、地域そのものが存続の危機に瀕しており、地域の再生・持続可能にする府の役割が求められます。

- ①コロナ危機から地域経済と暮らしを守るために、緊急に消費税率を引き下げ、社会保障などの財源は大企業や富裕層への応分の負担により確保すること。2023年からのインボイス制度導入は、小規模事業者の商取引からの排除を促す制度であり、導入中止を国に求めること。
- ②中小業者やフリーランスが事業継続できるよう、持続化給付金の条件緩和と再実施、月次支援金の売り上げ要件緩和、休業協力金支給対象外の事業者への支援制度創設を国に求めること。府として、中小企業支援や商店街支援の再出発補助金などを復活し、コロナ収束まで延長すること。中小企業の家賃・水光熱費・

- リース代など固定費補助に踏み出すこと。新型コロナ感染拡大防止のための認証制度については、営業の格差が生じないように配慮すること。
- ③雇用調整助成金特例措置をコロナ収束まで継続し、失業給付上限を雇用調整助成金の特例に合わせて引き上げ、給付期限を延長、休業支援金制度の改善など、国に求めること。解雇・リストラ対策を抜本的に強化し、雇用を維持・拡大する中小企業等への支援を国に求めるとともに、府独自の対策を行うこと。中小企業支援と一体に最低賃金の時給1500円へ引き上げ、全国一律最低賃金制度とするよう、国に求めること。
- ④緊急小口資金・総合支援金・住居確保給付金、生活困窮者自立支援金だけでは、長期化する生活への影響を支援しきれない事態が起こっており、生活保護制度の弾力的運用や、各種減免制度の周知徹底、加えて、一律給付金の再給付など、あらゆる手立てを尽くすこと。
- ⑤政府による生産・需給調整廃止のうえ、コロナ禍により米価が暴落しており、対策として、備蓄米の追加買い入れ、生活困窮者に供給するしくみの創設などを国に求めること。府独自にも、減収補填や所得補償制度の創設などコメ農家を支援すること。法的義務のないミニマム・アクセス米の輸入中止を、国に求めること。
- ⑥原油価格高騰が、幅広い中小業者や農林漁業、府民の暮らしにも影響を及ぼしており、緊急支援策を講じること。

3. すべての子ども・若者に、お金の心配なく学びと成長を保障し、ジェンダー平等の実現を

コロナ危機は子どもたちや学生の学び・教育にも深刻な打撃となっています。少人数学級を求める運動に押され、政府は40年ぶりに小学校の学級編成基準を見直しましたが、さらに正規教員増員、教育環境の整備充実、教育への公的支出増が必要です。府立高校生のタブレット自己負担など、コロナ禍での教育費負担増に怒りの声が広がっています。

「学生のまち・京都」で、「バイトがなくなり収入ゼロ」「1日1食」など多くの学生が困窮しており、学費の引き下げや給付奨学金制度など、お金の心配なく学べる京都へ踏み出すことが求められます。

コロナ危機の下、非正規のパートや派遣のリストラ、DV、自殺の増加など、女性の窮状が浮き彫りになりました。賃金の男女格差をはじめ、日本のジェンダーギャップ指数は先進国で異常な低位にあり、京都府においても、賃金格差の是正や子育て支援など、「ジェンダー平等」への本気のとりくみが必要です。

- ①コロナ禍での子どもたちの豊かな学びの保障と感染防止のため、小・中学校で20人程度の少人数学級を早急に実施すること。そのためにも緊急かつ計画的に正規教員を増員すること。さらに「40人学級」が基本となっている府立高校でも、学習保障や感染対策、進路指導などのため、少人数学級となるよう教員加配などを行なうこと。子どもたちの心のケア、増え続けるいじめや不登校などに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全校配置し、正規職員として相談・支援体制を強化すること。
- ②学校におけるICT等の活用については、新たな格差を生まないよう、機器購入や通信環境整備などは公費で行なうとともに、機器の利用について教員や児童・生徒をサポートする支援員を各校に配置すること。コロナ危機により、「子どもの貧困と格差の拡大」が指摘される下、学校給食費や副教材費など義務教育費の負担を軽減し、就学援助を拡充し利用しやすくなるなどの施策に、市町村とともにとりくむこと。
- ③全員制の中学校給食をどの地域でも実施できるよう市町村を支援すること。安易な民間委託を行わないこと。
- ④子どもの医療費助成制度は、府の制度として通院1500円／月までの自己負担をなくし、中学校卒業まで入院・通院ともに無料とすること。

- ⑤コロナ危機により、児童虐待や子どもの自殺などの増加が指摘されている。児童相談所の体制強化とともに、分室も含む全児童相談所に、一時保護所を子どもが安心して過ごせる居場所にふさわしい環境として整備すること。保護者の入院などで看護者のいない子どもの受け入れ支援体制を拡充すること。
- ⑥学生支援緊急給付について対象者を抜本的に広げ再度実施や、学費引き下げ、給付制奨学金や私学助成の拡充などを、国に求めること。府独自に、大学等と連携して学生専用相談窓口設置の設置、給付制奨学金を創設するなどの学生支援策を講じ、奨学金返済支援制度については改善し対象拡充すること。公立大学法人の授業料減免を拡充すること。学生・高校生の就職活動が深刻な影響を受けるなか、新卒者の採用維持・拡大などを経済界に要請し、府としても緊急雇用対策などの手立てを講じること。
- ⑦コロナ危機により明らかになった女性の低賃金・非正規労働、男女の賃金格差、DV 被害や自殺などの深刻な実態について、調査と相談体制を強化し、処遇改善・対策にとりくむこと。本府で働く女性労働者の安定雇用・処遇改善にとりくむこと。

4. 北陸新幹線、「北山エリア」など大型開発優先ではなく、いのち・暮らし・地域

を守る役割發揮を

北陸新幹線延伸計画は、膨大なトンネル残土処理、地下水の枯渇、沿線のまちづくり、府民の暮らしに重大な影響を及ぼす上、建設費だけで2.1兆円とされ、自治体・住民負担は全く明らかにされないまま、2023年着工が狙われています。他方、JR西日本による在来線削減など、住民の「暮らしの足」への影響は深刻です。

「北山エリア整備基本計画」は、府立大学キャンパスに1万人収容のアリーナ施設を150億円もかけて建設し、府民の貴重な財産である府立植物園を民間利益優先で活用する等、府民不在、全体予算も不明なまま推進され、政府方針を先取りし、民間企業を中心にして計画を推進しており重大です。

コロナ危機の下、いのち・暮らしこそ最優先であり、不要・不急の大型開発は中止や見直しが必要です。

①北陸新幹線延伸計画は、自然環境や住環境の破壊、過大な財政負担を住民と沿線自治体に押し付けるものであり、中止すること。リニア中央新幹線、鳥取豊岡宮津自動車道の延伸、向日町駅周辺開発、新名神開通にともなう東部丘陵地開発、学研都市開発（南田辺～狛田地区）、舞鶴港国際埠頭二期工事などの不要不急の公共事業については、いったん中止し見直すこと。

②「北山エリア」整備基本計画について、周辺住民をはじめとした広範な府民の声や現場職員、専門家の意見に耳を傾け、いったん立ち止まって見直すこと。府立植物園について、「にぎわい」のための商業施設誘致、バックヤードの縮小はしないこと。管理運営への指定管理者導入は行わず、府直営で博物館法に位置付けられた役割が発揮できるよう予算や体制充実をはかること。府立大学の体育館は、「アリーナ的施設」ではなく、学生のための施設として早急に建て替えること。老朽化した府立大学施設の建て替えを急ぎ、府として十分な予算を確保し、「京都府における知の拠点」にふさわしいものにすること。「シーターコンプレックス」は、設計や管理運営に関係者の要望を反映させ、ホテル・コンベンションの併設は中止すること。

5. 気候危機の打開へ、原発ゼロ、石炭火電停止、災害からいのちを守る

地球温暖化により、京都府でも災害の頻度や規模が増し、府民のいのちと安全を脅かしており、温室効果ガス削減への思い切った対策・行動が求められます。

京都府は「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」、「2030年度に2013年度比40%以上削減」を規定しましたが、原発の再稼働を容認・依存し、舞鶴石炭火力も存続するなどしており、その姿勢が問われます。再生可能エネルギー導入は、住民合意とエネルギーの地産地消の原則に基づくものとともに、省エネ対策の促進など、府の役割發揮が求められます。

- ①「京都府地域温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の改正により、新たな目標として温室効果ガス排出量の「2050年の実質ゼロ」、当面の目標として「2030年度に2013年度比40%以上削減」を規定したが、目標のさらなる引き上げを行うこと。関西電力に対し、運転10年超の老朽原発はもちろん、全原発の稼働停止、年間8.80万トンものCO₂を排出する舞鶴石炭火力発電の操業停止を求める。温暖化防止地域協議会を早急にすべての市町村に設置するなど、市町村を支援すること。再生可能エネルギー、省エネ社会への転換を推進すること。
- ②太陽光や風力発電等の整備にあたっては、「立地困難な保全エリア」など立地条件を調整するゾーニングを規定する等の条例を検討するとともに、良好な自然、景観および生活環境調査と災害防止を目的にした「再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」を策定すること。住民合意と協力、環境を壊さず、利益が地域に還元される再生可能エネルギー利用のため、府がイニシアティブを発揮すること。
- ③丹後半島において、前田建設工業が計画している宮津市側12基、京丹後市側15基、福岡市の電力会社が計画する京丹後市砂山（いさなごさん）に14基の大規模風力発電は、再エネ普及に名を借りた大規模開発であり、計画はいったん立ち止まり見直すこと。
- ④南山城村メガソーラー計画は、土砂災害・水害等の危険が高まっており、環境破壊防止の観点から、いったん工事を中止し見直すこと。自然の循環を無視した砂子田川の付け替えと計流域への盛土は、府が定めた「砂防指定地内行為審査技術基準」において「原則禁止」している行為であり、盛土・埋め立て工事は即刻中止すること。
- ⑤盛土の終点検を急ぎ、産業廃棄物、残土など原因の如何を問わず起因者に撤去させるとともに、代執行等も含め早急に安全対策を講じること。
- ⑥土木事務所等の技術職員をはじめ、職員体制を計画的に増員するとともに、広域振興局が住民や市町村にとって身近な存在として機動的な支援体制がとれるよう配置を見直すこと。

6. 憲法にもとづき、平和を守り、地方自治体としての役割發揮を

政府・自民党などによる憲法改悪の動きが急を告げており、京都府知事は、憲法を守り生かす立場を明確にすべきです。

また政府は、「自治体戦略2040」など、人口減少を口実に、公務の民営化、公務員半減、フルセット自治体の見直しなど、「新自由主義」にもとづく地方自治の変質を推進してきました。また、「デジタル化」の名の下、強力な権限を持つデジタル庁が発足し、個人情報を企業利益のために利活用し、国と自治体の情報システム「共同化・集約化」の押し付けなど、地方自治の侵害が進められようとしています。

京都府においても、府業務への民間企業の参入、企業人材の受け入れ、府職員定数削減や非正規化などが進められてきましたが、これらは、府民利益とも、「住民福祉の増進」という自治体本来の役割ともいはれません。

- ①憲法改悪に反対すること。「海外で戦争する国づくり」を想定した安保法制の具体化、日米共同演習や自衛隊の大規模演習は見直すよう求めること。舞鶴港への米艦船、NATO艦船などの入港、軍事的利用は認めず、平和の港として発展させること。
- ②コロナ危機の下、いのち・暮らし・生業と地域を守り支える本府の役割發揮が求められており、これ以上

の府職員の削減を行わず、計画的な増員で必要な人員を確保し、保健所や土木事務所、広域振興局などの体制を統廃合前に戻し、体制強化すること。府の会計年度任用職員の同一労働同一待遇の実現と、臨時職員を正規化する計画をもち、府職員の超過勤務の縮減・解消をはかること。

③「デジタル化」の名による、行政機関などが持つ個人情報の企業利益のための利活用や規制緩和に反対すること。地方自治体の個人情報保護条例を撤廃し、全国共通ルールを設けて自治体独自の保護措置を制限することや、国と地方自治体の情報システム「共同化・集約化」を自治体に義務づけることは、憲法に基づくプライバシー権や地方自治の侵害であり、中止するよう、国に求めること。情報漏えいや流用・悪用につながる危険性が高いマイナンバー制度の利用拡大の中止を、国に求めること。

④「北部連携都市構想」「定住自立圏構想」「コンパクトシティ」「小さな拠点づくり」「公共施設の統廃合」など、自治体の持続可能性を壊すやり方はやめ、すべての地域の住民生活と地域経済の振興、地域づくりと基礎自治体を応援するとりくみを支援すること。

⑤消防指令センターの共同運用は行わず、消防広域化を市町村に押し付けないこと。常備消防の充実強化を図ること。

⑥京都水道グランドデザインは、国の方に向って水道広域化と民営化をめざすものであるが、地域の持続的な発展のためにも水道は極めて重要なインフラであり、民営化を前提とした「広域化」を市町村に押し付けるのはやめること。水道法の理念にもとづき、水道のあり方について住民的論議を保障するよう、技術的・財政的支援を、国に求めること。

＜分野別要求＞

1. 社会保障の連続改悪に反対し、いのちと暮らしを守る府政を

- ①国に対し、医療・年金・介護福祉を大本から立て直し、憲法25条に規定された生存権保障にふさわしい制度へと改善が行えるよう、社会保障予算の抜本的拡充を求めること。
- ②公的・公立医療機関の再編統合押し付けを狙った全国436の病院名のリストを撤回し、病床削減ありきの方針を改めるよう、国に求めること。
- ③経済的な理由による受診控えが起きないよう、無料低額診療の実施医療機関を増やすための取り組み、制度の周知徹底をすすめること。保険薬剤薬局でも実施できるよう国に求めるとともに、府独自に制度を創設すること。公的医療機関における一部負担金減免制度拡充のため支援すること。
- ④N95を含むマスクやガウン、フェイスシールドなど、感染症対策に必要な資材の安定供給を確保するため、府として十分なストックの確保を進めること。同時に、あらゆる事態に対応するため、府内事業者とも連携して地域内生産の取り組みをすすめること。
- ⑤新型コロナ感染症により退院した方や、子育てや介護への支援が必要な方へ、府保健所と市町村保健センター等との連携による支援策をとること。
- ⑥美山診療所については、入院病床、介護老人保健施設など、地域住民の医療と介護を担ってきた役割を重く受け止め、引き続き地域住民が医療・介護を安心して利用できるよう、医師確保など府としても支援に全力を上げること。
- ⑦「京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）」の実施にあたっては、地域の医療事情や地域住民の生活・経済状況や、住民ニーズを踏まえたものとすること。また二次医療圏単位の地域医療構想調整会議や地域保健医療協議会の開催に当たっては、深刻な地域の課題解決を十分に議論し対策を具体化すること。
- ⑧国に対し、医師偏在解消を達成とした「保険医定数制」や「自由開業規制」を導入しないよう求めること。

- また、かかりつけ医以外の受診の際の「定額負担」導入に反対し、紹介状なしの大病院受診の際の「定額負担」は廃止するよう求めること。
- ⑨京都府医師確保計画を踏まえ、府立医科大学の地域枠の拡充等、地域の医師不足対策を進めるとともに、医師養成数を抑制するための新専門医制度のあり方を見直すよう国に求めること。
- ⑩国保の保険料負担軽減のため、市町村の一般会計からの繰り入れを抑制することなく府として支援を実施すること。市町村による資格証明書交付は全廃するよう求めるとともに、人権を尊重するような滞納処分はやめ、国保法44条に基づく窓口一部負担金減免制度を積極的に活用するよう支援すること。
- ⑪後期高齢者医療制度の窓口負担の2割化に反対し、保険料を引き下げるとともに速やかに廃止すること。また70歳から74歳の窓口負担を1割へ引き下げるよう、国に求めるとともに、老人医療助成制度については、元の窓口1割負担に戻し、さらに対象年齢を拡充すること。
- ⑫要介護認定での要支援、要介護1・2の人の保険給付外しや、福祉用具貸与の原則自己負担化など介護サービスのとりあげをやめ、保険給付を拡充し、医療保険や介護保険制度における窓口一部負担金や利用料負担を軽減すること。保険料滞納者への制裁を中止すること。
- ⑬特別養護老人ホームを増設し、待機者の解消を図り、マンパワー確保など地域包括支援センターへの支援を強化すること。介護保険の補足給付改悪により、施設入所者では最大で年間26万円を超える負担増が発生しているが、低所得者対策として導入されたはずの補足給付の改悪は到底認められない。国に元に戻すよう求めること。
- ⑭障害者総合支援法を見直し、「骨格提言」に沿う新法の制定を行い、障害者対策予算の抜本的増額をかかるよう国に求めること。障害児・者の福祉医療の「応益負担」を撤廃し、無料化するよう国へ求めること。65歳以上の障害者の介護保険優先を定めた介護保険法第7条の廃止を求めるこ
- ⑮障害者の家族単位の収入認定や自立支援医療費の負担軽減について府独自に改善策を講じること。障害者の既存障害の悪化や二次障害の実態を調査し、国、市町村と協力して総合的な二次障害対策を打ち出すこと。ヘルパー制度について、日常生活すべてを支援できるものとなるよう国に改善を求め、府独自に対策を講じること。
- ⑯障害のある人々からの相談と解決に積極的に取り組む関係行政機関の体制を強化すること。府障害者相談等調整委員会や推進協議会に幅広い種別の障害当事者の意見を反映できるよう、体制と運営の充実を図ること。
- ⑰障害者の地域での暮らしを保障するため、公営住宅の利用促進、グループホーム、ケアホームの家賃補助の創設、拡充を行うこと。重度心身障害者の医療的ケア体制等の充実をはかること。障害者専門の高齢者施設、介護保険施設を整備・拡充すること。地域活動支援センター事業については、現行の補助金の水準を維持できるように補助額を設定し、府独自の助成制度を創設すること。障害者の仕事確保に向け、さらに官公需を増やすこと。
- ⑱精神障害者の運賃割引制度を全ての公共交通機関で適用できるようにすること。精神を含む全ての障害者のための「指定相談支援事業所」の増設、24時間対応、精神福祉士などの専門職員の配置の拡充を行なうこと。
- ⑲精神科病床を府北部医療センターや中部医療センターに整備するなど、救急医療をはじめとする精神科医療体制の整備拡充をおこなうこと。府立洛南病院の改築にあたっては現場職員の声を十分反映し、医師、看護師などの増員を行うこと。
- ⑳発達障害の診断ができる医師の確保に努め、初診待機期間を減らすこと、また、発達障害者支援センターにおける相談体制を充実させること。
- ㉑障害児の療育の充実、障害児保育の受け入れの支援と、放課後デイサービスの質の向上を支援すること。
- ㉒府立ろう学校の児童が居住地の学童保育・児童クラブを利用できるようにすること。盲・ろう者などの通訳介助者やガイドヘルパーの交通費の負担軽減、自家用車の使用許可、手話通訳者の養成講座を拡充すること。

- ⑩医療的ケア児・者を受け入れる生活介護施設の看護師配置・加算の補助金を復活し拡充すること。特に医療的ケア児を受け入れることが出来る施設、保育所が丹後圏域にはほとんどないなど、どの地域でも安心してケアを受けられる体制の整備が急務となっている。府として、対策に全力を上げること。
- ⑪京都府福祉医療制度について、所得制限を緩和し、重度心身障害児・者医療制度について、障害者手帳3級と療育手帳Bも対象とするなど拡充すること。
- ⑫生活保護の申請権を保障し、市町村窓口に申請用紙を置き、保護の決定は法定期限の2週間以内とし、保護の辞退届けの強要や実態を無視した就労指導は行わないこと。本人の意思を無視したりバースモーゲージ制度の適用は行わないこと。医療券方式から医療証方式に切り替えるよう関係機関と協議し、改善すること。生活保護の削減を中止し、人権を守る制度として改善・強化すること。老健加算を復活させ、引き下げられた生活扶助・住宅扶助基準及び冬季加算を元に戻し、夏季加算の創設等を国に求めること。生活保護世帯への見舞金を復活し、クーラー設置費用への支援を行うこと。
- ⑬医療・介護・福祉・保育などの労働者の抜本的な賃金引上げと待遇改善を国に求めるとともに、府としての実態調査を行い、独自の支援策を講じること。
- ⑭桃山学園や府立洛南寮などの福祉施設は本来直営とすべきであり、指定管理者制度に移行後の総括および検証を実施を行い、指定管理料の引き上げや必要な施設整備、実情に応じた職員体制の強化など支援を強めること。
- ⑮民間医療機関の耐震補強工事への公的支援の拡充を行うこと。
- ⑯府立医科大学附属病院、府立洛南病院、府北部医療センターの看護師を大幅に増員し、夜勤体制の充実を行うこと。また、長時間労働・二交替制勤務を是正し、不払い時間外労働・連法宿日直などの労働基準法違反をただちに改めること。府立医科大学学内保育所については直営に戻し、保育士の待遇を改善すること。
- ⑰府立看護学校の養成定数の拡大と就労支援策を充実し、准看護師移行教育「二年課程通信制」を早期開設すること。OT、PT、STの養成・確保と地域偏在解消対策を講じること。京都府看護師等修学資金については、貸与条件を満たしている希望者全員が貸与を受けられるように拡充するとともに、入学時に貸与を受けた看護学生に卒業まで継続貸与すること。
- ⑱老健年金について、基礎年金を7兆円も削減する「マクロ経済スライド」をやめ、「減らない年金」とするよう国に求めること。
- ⑲自殺対策について、府内関係機関と連携して強化すること。
- ⑳総合的ながん対策の強化について、がん検診の受診率向上にむけ、企業、職域における対策の強化と未受検者への通知、啓発などの対策を強化すること。緩和ケア病床の拡充、がん診療拠点病院での相談体制の拡充と共に、患者の立場に立った相談・支援を行う体制を整備すること。高額な薬価を引き下げる見直しを求める。
- ㉑肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な具体的な整備と予算化をすすめるとともに、医療機関での無料肝炎検査の実施、肝炎の専門的治療ができる医療体制の整備を図ること。肝硬変や肝がんの治療への助成制度を実施するよう国に求めること。
- ㉒難病法は抜本的に見直し、すべての難病患者を医療費助成の対象にするなど、安心して治療に専念できるよう制度の抜本的改善を国に求めること。自己負担をなくす等、すべての難病患者を対象とするなど療養と社会生活を支える総合的対策をすすめるよう国に求めること。さらに府独自に、難病患者の申請書料・診断書料・交通費等支援策を復活させ、20歳を超えた小児慢性特定疾患患者への支援など難病対象事業適用までの間の支援策を検討するなど、難病対策を強化すること。長期入院児の家族等付き添い負担軽減策の拡充を行うこと。難病相談支援センター及びピアサポートなど患者の立場に立った難病相談活動事業の拡充をすすめること。膠原筋肉減少症への対策などの新たな医療課題に対する体制の整備・拡充をはかること。
- ㉓高次脳機能障害支援について、専門医の養成をすすめ、診断・治療・リハビリテーションが行える対応医

- 療機関の整備拡充を行うこと。
- ⑩人工透析施設の整備促進など地域における慢性腎不全対策を推進すること。腎機能障害者通院交通費助成事業を透析患者の通院に見合うよう拡充すること。災害発生時における透析患者受け入れ体制の構築をはかること。
- ⑪周産期医療情報システムの充実と総合周産期母子医療センター充実のための支援の強化、府南部地域などの医療機関の産科・小児科医師の確保・派遣、NICU後方病院・後方施設の整備を行うこと。
- ⑫「妊娠健診検査」の公費負担を継続し、恒久的な財源を確保するよう国に求めること。未熟児・低体重児等、きめ細かな支援が必要な乳幼児に対する市町村の訪問事業への支援を行うこと。
- ⑬アレルギー疾患対策基本法に基づいて実態調査を行い、医療関係者や学校・福祉関係者と連携・協議のもと本府のアレルギー疾患対策の基本計画を策定すること。保健師や栄養士、看護教諭、保育士などに対して、アレルギー性疾患への対策と対応についての専門的な研修を充実させるなど、積極的な人材育成を行うこと。
- ⑭化学物質過敏症など、新たな課題についても実態を描むとともに、あらゆる機会を通じた府民への周知に取り組むこと。
- ⑮加齢性難聴における補聴器購入への支援を行うこと。
- ⑯消費生活安全センターの専門的な相談機能や啓発、市町村への支援など本来の役割を果たすための職員体制の充実と相談員のいっそうの待遇改善に取り組むこと。
- ⑰部落差別解消推進法に基づく実態調査は行わず、「人権」に名を借りた「同和啓発」「同和研修」は廃止すること。
- ⑱ジェンダー平等社会の実現にむけた本格的な取り組みを行うこと。性的マイノリティの人権保障のため、各種申請用紙等の改善、相談窓口の設置、パートナーシップ制度・条例の実現などに取り組むこと。
- ⑲セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントは人権侵害であること、痴漢は犯罪であることを周知徹底し、根絶に向けた取り組みを強めること。
- ⑳京都こども文化会館は、再開できるよう、京都市とともに必要な財政措置を行うこと。

2. すべての子どもの発達と学びを保障し、府民の文化・スポーツの権利保障を

- ㉑子どものくらしや貧困の実態について本格的な調査を行い、可視化すること。また実態を踏まえた少子化等の原因を分析し、包括的な対策と施策に生かすこと、そのための体制をとること。
- ㉒「京都式少人数教育」を見直し、教員を増やして少人数の学級編成をめざすこと。
- ㉓教職員の長時間労働を解消するとともに、勤務時間中に教育本来の仕事に当たる時間が確保され、教職員がゆとりを持って笑顔で子どもの前に立てるよう勤務条件を整えること。勤務時間を年単位で管理する「変形労働時間制」は導入しないこと。教職員定数の抜本的改善、専科教員の増員をはること。看護教員・事務職員の複数配置、専任の学校司書と栄養教諭の全校配置を支援すること。
- ㉔臨時教職員にも、正規教員との均等待遇が社会の流れであり、男女雇用機会均等法の精神もふまえ、有給の産前・産後休暇を保障すること。
- ㉕南山城支援学校や宇治支援学校等の大規模・過密対策をいっそう強化し、教職員の増員、教育環境の改善をはかること。
- ㉖競争教育に拍車をかけ、学力形成に有害な「全国学力テスト」の廃止を国に求めるとともに、テスト結果は公開しないこと。府独自の「学力診断テスト」を見直すとともに、本来の学力形成に重点を置くこと。
- ㉗保育所待機児童、潜在的待機児童をなくす目標と計画をもち、認可保育所、学童保育所の増設など市町村の取り組みへの支援をつよめること。企業主導型保育など保育の規制緩和に反対し、認可外保育施設への指導監督の立入調査について体制を充実すること。

- ⑧3～5歳児保育料等無償化に伴い新たな負担となった副食費の無償化、0～2歳児の保育料等無償化を国に求めるとともに、府としても独自に支援を実施すること。
- ⑨格差と貧困の広がり、介護などの社会資源が不足する中で、18歳未満の子どもが、家事や家族の世話、介護などを行うヤングケアラーの問題は、友人関係、学習、学校生活、就職にまで影響を与える深刻な問題である。府として、実態調査を行うとともに相談窓口の設置など対策を至急実施すること。
- ⑩高校で学ぶ権利を保障するため、公立高校の定員を維持し、どの学校でも格差のない豊かな高校教育を保障すること。「府立高校のあり方検討」にあたっては、「中高一貫校」など難関大学をめざす「特別な学校づくり」による学校間格差と序列化を改め、競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直し、「前期選抜」は直ちに廃止すること。
- ⑪高等学校等就学支援金の所得制限をなくすこと、高校教育の完全無償化、高校生等奨学のための給付金の抜本的拡充を国に求めること。就：修学支援のための助成制度を拡充すること。
- ⑫高等学校生徒通学費補助金の基準を見直し、いっそう拡充すること。
- ⑬私立高校あんしん修学支援制度を拡充し、他府県への通学生や専修学校高等課程、各種専門学校、他府県に本校がある通信制高校も対象とし、生徒への直接助成とすること。私立高校における授業料無償化の予算措置を拡充するよう国に求めること。
- ⑭丹後通学圏における学舎制導入と清新高校開校に伴う課題について、教員体制など教育条件を拡充し、クラブ活動による学舎間移動のためのスクールバスは土日も運行するなど実情に応じた対応をすること。
- ⑮「口丹地域の府立高校の在り方について」の具体化にあたっては、個別検討が行われた北桑田高校や須知高校について、教育条件のいっそうの拡充など責任を持って行なうこと。美山分校は、体育館の耐震改修をはじめ学習環境の改善を速やかに行い、移転の検討については生徒や保護者、地元住民不在で進めないこと。
- ⑯府立学校の耐震工事、バリアフリー化、トイレ改修、体育館も含めた空調設備の整備、老朽校舎の改修を促進すること。
- ⑰向日が丘支援学校の建て替えにあたっては、保護者と教職員などの意見を反映した計画とすること。寄宿舎は子どもたちが集団生活を営みながら生活基盤を整え、自立と社会参加に向けた力を養うためのかけがえのない教育施設として存続・充実させること。機能を「生活実習室」で引き離すというのであれば、少なくとも1ヶ月程度の継続した利用、寄宿舎指導員並みの充分な人員配置、医療的ケア児も受け入れ可能な体制などを保障すること。
- ⑱特別支援学校に在籍する子どもの増加にともなう対策を講じること。与謝の海支援学校をはじめ老朽校舎・施設の建て替えや改修について、現場の要求にもとづき計画を明らかにすること。支援学校のスクールバスや給食の民間委託を改めること。医療的ケア児の送迎について保護者負担の軽減をはかること。
- ⑲特別支援学級の学級編成基準を8名から6名に改善し教員を増やすよう国に求めるとともに、府として独自に6名とすること。一人でも特別支援学級への希望があれば学級を開設すること。
- ⑳希望するすべての学校に通級指導教室を設置すること。通級指導教室の教員の定数化、特別支援コーディネーターの専任化などを国に求めるとともに、府独自でも条件整備をはかること。
- ㉑子どもの安全を守るために、通学路や園児移動経路などの起点検にもとづく安全対策を急ぐこと。危険なブロック塀の撤去、「ゾーン30」の区域拡大など、道路管理者と連携した取り組みを行うこと。
- ㉒児童・生徒への防災教育（原発・放射能被害など含む）をすすめること。
- ㉓子どもの意見表明権や思想・信条・良心の自由を尊重し、管理的な校則や指導の見直しをはかること。体罰をはじめ、あらゆる暴力を学校から一層すること。
- ㉔子どもたちを対象とする公演鑑賞や創作活動等への支援事業を抜本的に拡充すること。
- ㉕地域の教育力の衰退、長時間・長距離の通学、安全面などの不安につながる学校統廃合は推進しないこと。マンモス校の分離・新設への支援、小規模校の良さを生かした学校教育への手厚い支援を行なうこと。
- ㉖憲法と子どもの権利条約を生かし、「人格の完成」を教育目標とする、子どもたち一人ひとりの幸せと成長。

発達をめざす教育を推進すること。そのためにも、首長等による教育内容への「不当な介入」を行なわず、教育委員会の独自性・中立性を堅持し、保護者や府民、教職員の意見が反映される民主的な教育行政をすすめること。憲法19条に違反する「内心の自由」への侵害、教育への「不当な支配」となる「日の丸」「君が代」の強制をやめること。

- ⑦主権者教育、政治教育は、「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、批判的に政治や社会の問題を考え行動できるよりよい主権者として成長することをめざすものとすること。高校生の政治活動の自由を尊重し、一般市民と同様に認めること。
- ⑧子どもの発達に応じた「包括的性教育」を導入するよう国に求めること。生理用品を学校トイレ等に設置し、配布できるようにすること。
- ⑨公立大学の自治と学問の自由を守り、教育研究活動を保障するために、大学法人への財政措置をはじめとした支援を行なうこと。「戦争できる国づくり」と一体となる軍学共同研究は受け入れないこと。
- ⑩京都スタジアムについては、「稼ぐスタジアム」づくり優先を改め、真に府民スポーツ振興をはかる拠点として公的施設にふさわしい役割と責任を京都府が果たすこと。
- ⑪府立歴史館について、指定管理者による管理をこれ以上拡大せず、全体を府直営に戻すこと。
- ⑫府立ゼミナールハウスは、老朽化対策・改修をはじめ、府が責任を持って維持・存続すること。
- ⑬府立文化芸術会館は、移転ありきではなく、関係者や利用者の意見に耳を傾け、舞台など技術職員や貴重な建築物の老朽化対策等も含め、存続・充実へ財政措置をとること。
- ⑭文化・芸術やスポーツ、社会教育活動に関わる府民利用施設について、計画的に整備・充実をすすめるとともに、府民が気軽に利用できる施設利用料、駐車料金とすること。
- ⑮文化財や文化芸術を「地方創生」や観光の道具とし、「稼ぐ」ことに偏重した活用方針は見直し、関係者の意見をよく聞いて必要な支援を拡充すること。
- ⑯文化庁の京都移転は、国民や芸術・文化団体の声が届きにくくなるなどの懸念の声が上がっている上に、移転費用など府民負担などの問題も不透明なままであり、府民への情報公開を行なうよう求めること。

3. 中小零細事業者の支援、正規雇用拡大、地域循環型経済を

- ①地域経済の振興のため、小規模企業振興基本法に基づいて「中小企業地域振興条例」を制定すること。
- ②京都経済を立て直すため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、下請職人、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」を設置し、真に実効ある振興策を確立すること。
- ③インバウンド偏重の観光政策を見直し、府内・国内観光客誘致に重点を移すとともに、府域内の消費を喚起するために内需をあたためる経済政策に転換すること。地域創生戦略の改定・実施にあたっては、国の政策誇導にのった交付金等の活用でなく、地域の実態をふまえ、住民要求の積み上げによる施策展開を行うこと。
- ④地域経済への波及効果が大きい住宅リフォーム助成、商店リフォーム助成などを制度化し、経済活性化への支援をつよめること。
- ⑤京都府文化活動継続補助金を復活し、施設使用料減免や損失補てん等も支援対象とし、技術職人なども広く支援できるよう制度を拡充するとともに、コロナ収束まで延長すること。
- ⑥西陣織、丹後織物、京友禅等伝統産業の振興をはかるため、伝統と文化のものづくり産業振興条例を活用し、府内横断的な総合的対策を行う本部を設置すること。事業所の悉皆調査など、早急に実態調査を行うこと。伝統産業振興のための予算を大幅に増やし、伝統産業育成基盤強化事業の逐年化や新規就労支援制度など職人の後継者育成制度の確立等に取り組むこと。炭素競争の活用など、産地の新たな取り組みを積極的に支援すること。
- ⑦西陣織の機器品、道具、部品生産について、府として全国の産地や国にも働きかけ、織機づくり、部品な

- ど、生産の具体化を図ること。
- ⑧伝統地場産業の技術や材料など消滅の危機にある業種・業界について、関係者の意見を聞き対策を講じること。公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、イニシアチブを發揮し、業界団体や販売グループへの支援・育成をはかること。
- ⑨丹後地域の織物業の最低工賃引き上げについて、現場では徹底が困難な実態があり、府として国とも連携しながら、最低工賃の徹底に責任を持って取り組むこと。
- ⑩北部産業技術支援センター、京都府織物・機械金属振興センターへの検査機器設備の拡充や、それに見合った技術職員の充実などを進めるとともに、市町とも協力して事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行うこと。府内全体の振興をはかるため、振興局での経営支援だけでなく、両センター及び中小企業技術センターにおいても、体制強化をはかつて経営支援事業を復活させること。
- ⑪大型店と大企業系列店のこれ以上の進出を規制するため、小売商業調整特別措置法の活用や「まちづくり条例」の制定をはかること。商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援、「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など、来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。
- ⑫府として、「違法・脱法的な働き方を規制し、誰もが安心して働ける京都府づくり条例（仮称）」を制定し、実態調査を行うとともに、事業者に対する労働関係法令の遵守や低賃金対策など、違法・脱法的な働き方の根絶へ対策を強化すること。
- ⑬「残業は週15時間、月45時間、年300時間まで」という大臣告示の法制化、最低11時間のインターバルの確保など、労働基準法の改正を国に求めること。労働契約法の無期転換ルールを守る対策を行うこと。限定正社員やテレワーカーの導入は、政府が推進する雇用の流動化を進めることにつながりかねない。府として正規雇用拡大の計画をつくること。雇用保険の加入条件緩和に伴う小規模事業者の雇用者負担軽減へ支援を行うこと。
- ⑭雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るために企業の立地促進に関する条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告・協議し、法令違反や解雇を行った際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ⑮賃金規定や労働者保護規定を盛り込んだ公契約条例を制定し、雇用の継続、下請け労働者の賃金保障、法定福利費など公共事業のあり方を見直すこと。
- ⑯障害者の雇用確保と定着に力を尽くすこと。中高年齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みを強化し、高齢者雇用に取り組むすべての団体を支援すること。
- ⑰中小企業支援融資については、中小企業団体などへの経営診断の委託を再度実施すること。信用保証料や金利負担の軽減をはかること。新規開業や新事業への転換、新製品開発に取り組む中小業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠拡大など、融資制度の改善・充実をはかること。延納等で納税している事業者について、資格者として資金需要に応えられるよう、改善すること。
- ⑱中小企業あんしん借換融資の5号の指定業種について、前年対比での判断でなく、経営実態に即した指定となるようにするとともに、地域ごとの指定がなされるよう国内に働きかけること。日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定をはかること。
- ⑲信用保証法の保証割合を、100%保証に戻すよう国内に求めること。信用保証協会が中小零細企業支援に資するよう、制度融資の金融機関窓口一本化をやめ、府として経営診断と制度融資を行うしくみに戻すこと。
- ⑳暫定登録文化財制度の修復事業をはじめ、文化財修復事業による新たな仕事おこしを進めること。事業推進にあたっては、各同業組合とも連携し技術と意欲のある事業者への発注を拡大し、技能や技術継承・向上に資する支援制度を構築すること。
- ㉑公共事業の発注にあたっては、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官

公需適格組合の積極的活用により仕事確保をはかること。小規模工事希望者登録制度を創設すること。事業者による企画・提案を評価して契約するプロポーザル方式による府外企業への発注が増えている現状について、見直しと改善をはかること。

②京都が世界に誇る文化財を維持するため、技能や技術の継承対策を早急に進めること。文化財修復予算を抜本的に拡充するよう国に求め、府としても拡充に努めること。

4. ユメ農家、小規模農家をはじめ農林水産業を支え、持続可能な地域づくりを

- ①国連「家族農業10年」にもとづき、小規模・家族農家、兼業農家をはじめ中小の農業経営を支え、農村集落を維持・存続するとともに、食料自給率の向上をはかるため、「京都府農林水産業振興条例」を制定し、農業・林業・水産業の振興に向けた総合計画を策定すること。農林水産技術センター等の専門職員体制や設備の充実をはかること。
- ②近年進行する気候変動などにより、天候不順や病害虫による農作物への被害が相次いでおり、コロナ禍による農家の減収も大きいことから、営農を継続できるよう収入減少への補償・支援を実施すること。
- ③種子法廃止が強行され、国の予算措置がなくなるもとでも、農林水産技術センターや農業研究所、改良普及センター等、「公」が担う原原種、原種を守り、地域にあった種子開発を強め、府独自の種子条例を制定して自家種子と農家経営を守ること。
- ④農産物価格と農家所得を下支えするため、農産物の価格保障制度の確立、収入保険や各種農業共済保険料の軽減と加入条件緩和を、国に求める。農林水産省による「高収益作物次期作支援交付金」は、当初の要件で運用し、必要な予算については緊急に追加編成するよう求めること。
- ⑤ゴメの価格保障、所得補償について、府独自にも検討し、とりわけ特栽米や有機農法など「こだわり農法」を実施する農家への所得補償制度や、すべての産地・農家が加入できる野菜の価格安定制度を確立すること。エサ米の助成措置について、日米FTA開始の下でも、安定して確保するよう国に求めること。転作に伴う補助金の主食用米に見合う単価への引き上げを求める。
- ⑥画一的な大規模化や企業参入のための農地再編、規制緩和に反対すること。農地中間管理機構の運営は、農地の貸付等は地域の農業者優先ですすめること。農業機械の更新への支援は、法人以外に集落営農等にも助成を拡充すること。
- ⑦新規就農者について、研修期間・終了後を通じて支援を強化し、支援金や貸与額の引き上げ・期間延長、農機具の購入支援、住宅対策、技術支援や販路拡大、地域との関係づくりやグループづくりなどに継続的な支援を行うこと。農家子弟の就農に対しても積極的な支援を講じること。
- ⑧鳥獣被害対策を強化し、恒久防護柵の設置人件費補助、電気柵等の設置や補修への支援、民・柵の設置や撤除後の処理に対する助成の引き上げなど、従事者の要望に応えた対策をすすめること。林業大学校における専門家の育成を強化すること。
- ⑨都市近郊農家が守ってきた環境と優良農地を維持・保全するため、生産用地制度の届け出の支援など、振興策の推進をはかること。
- ⑩中山間地直接支払い制度や多面的機能支払交付金の改善・拡充を国に求めるとともに、府として、いわゆる「限界集落」も含めた中山間地地域・集落への支援をつよめること。
- ⑪C S F(豚熱)に関する情報収集、野生イノシシへの経口ワクチン散布、定期巡回などの感染拡大防止対策をいっそう強めること。国産牛のB S E検査の復活を国に求める。
- ⑫飼料の国産自給化、特に飼料用稻の実用化への支援を行うこと。乳価引き上げを国に求め、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、畜産農家の経営支援対策を強化すること。感染症についての情報提供、感染防止のための資材提供など、対策に万全を期すこと。
- ⑬茶農家の後継者対策をつよめ、茶園の再整備や機械化、製茶工場や改植・本ず等への支援および、茶の消

- 費拡大にむけた取り組みをいっそう強化すること。農業共済の掛け金の補助を行うこと。
- ⑩コロナ危機の影響による国内木材流通量の減少、価格高騰の調査、便乗値上げ・買い占めなどの監視を国に求めること。
- ⑪原木価格の引き上げのために、外国産木材の輸入規制、緊急を要する除・間伐への支援強化、造林経費控除の全額への引き上げ等を、国に求めること。府内産材のいっそうの利用促進をはかり、公共事業や学校など公営施設での優先利用、間伐材の利用など、需要拡大のための積極策を講じること。「京の木の家づくり支援事業」の「緑の交付金」については、施主への直接交付にするとともに、使用量基準だけでなく、北山丸太などに実状に応じた基準を設けること。
- ⑫間伐材や木くずの燃料化、バイオマス発電などの推進、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。松茸や漆など特用林の振興対策を強化すること。
- ⑬森林經營管理法にもとづく森林管理システムの実施にあたっては、森林の持つ景観、水源など多面的な役割の保全や防災上も重要な森林管理のための市町村の体制強化、地産地消の木材活用の推進を支援すること。
- ⑭森林の適正な管理により森林災害を未然防止するため、森林組合への支援、林務事務所などの職員体制を強化し、森林の実態把握と所有者への支援を積極的に行うこと。下流部で水害が発生している森林での残土投棄などを禁止する条例改正を行うこと。
- ⑮漁業の継続・発展の根幹となる、魚価の引き上げのための対策を実施すること。育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興へ、栽培漁業センターの体制や設備など支援を拡充すること。担い手対策を強化し、水産加工、商品開発、流通対策、開業などへの支援をはかること。丹後とり貝の振興、燃油対策などを行うこと。
- ⑯府内の漁業の中心を担っている定置網について、負担の大きい網の更新への支援を実施すること。国に対し、定置網の税法上の償却期間延長を求め、設備施設として位置づけられるようにすること。
- ⑰クロマグロの漁獲量規制について、大中規模の巻網漁業を優遇して小規模漁業者を排除する理不尽な配分が一方的に決められており、小規模漁業者を排除しない配分へ見直すよう、国に求めること。
- ⑱府内農産物の地産地消を促進するとともに、「食育」を推進し、全員制の中学校給食の実施、府内農産物の学校給食への活用等がいっそう進むよう、市町村への支援を行うこと。
- ⑲「食の安全」確保等のため、食品衛生監視員の専任化・増員をはかるなど体制強化と検査機器の充実をはかるとともに、市町村の消費者相談窓口への支援を強化すること。輸入食品の安全性確保のため、検査体制の強化、製造年月日表示の復活と調理冷凍食品、加工食品も含めた原産国表示を国に求めるとともに、府として府内を流通する加工食品の原産国表示実施の条例を制定すること。
- ⑳T P P (環太平洋経済連携協定) や、N F T A (北米自由貿易協定)、日欧E P A (経済連携協定)などは、際限のない市場開放により中小企業や家族農業など地域経済を衰退させ、貧富の格差を拡大するものであり、直ちにやめるよう国に求めること。

5. 気候危機打開、原発ゼロ、災害対策、いのちと環境を守る

- ①国に対し、2030年度までにCO₂の50~60%削減(2010年度比)を目標とすること、省エネと再生可能エネルギーを組み合わせてエネルギー消費を4割減らし、さらに2050年に向けて残されたガス火力なども再生可能エネルギーに置き換えて実質ゼロを実現するよう求めること。府独自に、府内エネルギー転換事業所に対し、直接排出量抑制の方針、目標を持ち厳しく指導すること。
- ②2021年7月に示された「京都舞鶴港前島ふ頭再生可能エネルギー活用事業」をはじめ、大規模開発型の京都府のエネルギー政策を転換し、8月策定の「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン第2期」に明記されたように、生活環境・自然環境・景観保全に配慮し、地域活性化にも資する地域・住民の力に依

拠した再エネ設備の導入支援や資金供給の取り組みを行い、府内企業の事業機会の創出になるようすること。

- ③原子力と石炭火力を「ベースロード電源」とするエネルギー基本計画を見直すよう、国に求めること。京都府地域防災計画・原子力発電所防災対策計画について、30 kmの範囲に限定せず府内全体を対象とすること。原子力災害の広域避難先計画もコロナ対策を踏まえること。避難訓練は、複合災害や実際の困難な状況も想定して実効性を確保するため改善をはかること。遅れている避難路の整備、資機材・体制の整備等、国に求めるとともに、府として市町村とも協力して責任を果たすこと。モニタリングポストを府内全域対象に増設すること。
- ④初期被曝医療体制、二次被曝医療体制、並びに内部被曝医療機関の整備拡充をすすめ、そのために必要な資機材の整備や医師、看護師等の育成確保をはかること。安定ヨウ素剤について、UPZ内で事前配布をすすめること。
- ⑤東日本大震災の被災地からの自主避難者に対し、府営住宅等への入居、甲状腺エコー・血液検査も含む健康管理調査の実施、正確な情報の提供と訪問相談体制を強化すること。
- ⑥アスベスト裁判で、国とメーカーの責任を認定する判決が確定したことをふまえ、早期の解決・救済を国に強く求めること。「吹き付け石綿」のみを対象にしている府条例を改正し、2006年以前の全ての建築物を対象にすることや解体工事の事前調査と結果の掲示、発注者による届け出や近隣住民への工事説明会の義務付け、届け出のない解体・改修の現場への立ち入り等を実施し、レベル8を含め解体現場等での新たな被害を防止すること。また、石綿分析調査、除去工事等に対する補助制度を創設すること。
- ⑦住宅や小規模工場の屋根への太陽光パネルの設置、自治体主導や住民の共同による事業、屋根貸し太陽光発電事業などを推進するとともに、再生可能エネルギー電力の固定価格買取制度を地域の多様な取り組みを促進するように改善すること。
- ⑧発生が予測されている南海トラフ巨大地震、日本海側大地震、直下型地震等、大規模地震に対する防災・減災対策を急いで講じること。日本海側の津波に対して、防災・避難の総合対策を講じること。
- ⑨被災者生活再建支援法等の見直しを国に求めるとともに、京都府独自の住宅改修支援は一部損壊も対象にすること。災害家屋対策の拡充、生業支援・農林水産業支援策の拡充等、見直しを行うこと。
- ⑩学校、幼稚園、保育所等児童福祉施設、医療・介護施設、大規模集客施設等の耐震診断、補強工事を急ぐこと。「京都府建築物耐震改修促進計画」の数値目標を達成するため、耐震住宅改修・簡易改修制度を拡充すること。市町村の耐震改修が促進されるよう支援すること。
- ⑪新型コロナ感染症対策にもとづく避難所の拡充を図るとともに、災害時のコロナ自宅待機者の避難所確保や搬送の体制を強化すること。迅速な災害対応をとるため、的確な情報伝達、災害弱者対策、備蓄資機材確保、また、市町村消防団員の定数確保対策、団活動への支援を強化すること。
- ⑫淀川水系河川整備計画は、1500トン放流は行わず、桂川・宇治川の堤防を強化し、大戸川ダムの建設は削除するよう、国に求めること。由良川、桂川、木津川、宇治川等国管理河川の危険箇所の改修、堤防強化等の促進を国に働きかけるとともに、大野ダムでは事前放流の見直しが行われたが、他のダムにおいても洪水時のダムの放流操作・運用の検証と見直し、予備放流の適切な対応を図るなど、河川の氾濫防止に万全を期すこと。河川防災は、流域治水に転換し、河川改修予算の抜本的増額、府管理河川の整備を急ぐこと。また、内水氾濫防止に向け、中小河川の内水排除ポンプの新增設等適切な対策を講じること。
- ⑬水害等避難行動タイムラインの作成や避難所の増設避難所の環境改善など、地域防災計画を実態にあったものになるよう市町村や地域自治組織を支援すること。
- ⑭住民の理解のもと、土砂災害警戒区域の指定の促進、砂防ダム・治山ダム等の整備をすすめ、土石流、すべり、急傾斜地崩壊等の防止対策を抜本的に強化すること。また、森林の適正管理を促進し、倒木・流木の抑止対策をすすめること。
- ⑮舞鶴市の高潮による浸水被害への抜本的対策を講じること。
- ⑯被災地および被災者の安心と安全確保のため、通信・電力事業者等との災害・被害・復旧にむけた情報

- の共有と適切な住民への周知をはじめ、万全の対策をとること。
- ⑦国道163号、178号、312号等の危険箇所の解消、歩行者安全対策を急ぐなど、府民生活と地域経済に結びついた生活関連道路の整備を急ぐこと。
- ⑧コロナ禍を理由とする鉄道減便をしないよう鉄道各社に求めるとともに、国に支援策を求める。鉄道駅のエレベーターの設置などバリアフリー化を促進すること。踏切の改良、転落防止のためのホームドアの設置等の安全対策を早急に講じること。JR奈良線の全線複線化、JR片町線・山陰本線・関西本線の利便性向上への対策を進めること。JR奈良線で一方的に廃止された「生活道路」踏切を、必要な箇所に復活・整備すること。
- ⑨地域住民の交通権の保障、財政支援の拡充を国に求めること。府の補助制度を拡充し、市町村と連携して乗合バス、コミュニティバス、デマンドタクシー等「住民の足」を確保すること。地域公共交通会議の運営は、生活交通・公共交通の確保の立場で行い、協議は、関係自治会、利用者等あくまで住民参加、住民主体で進めること。
- ⑩公共事業の執行や公共施設の運営にあたっては、自治体本来の役割を放棄し、過大な税金の支出につながりかねないプロポーザル方式やPPP、PFIの活用を改め、最大限、府の責任で執行できる体制をつくること。
- ⑪府営住宅については、入居の希望に応じた整備を進めること。エレベーター設置などのバリアフリー化、水洗化、設備の改善を進め、エレベーターの電気代、耐用年数がすぎた是期入居者の部屋の畳・ふすま等の取替は、府の負担で実施すること。自治会、入居者任せの共益費徴収の在り方を見直すこと。大手企業の営利に委ねる府営住宅向日台団地のPFI手法の導入はやめること。
- ⑫マンション管理適正化法の主旨にのっとり、府として早急に実態調査を行ない、耐震強度にかかる相談も含め専門家によるマンション無料相談窓口の拡充を図るとともに、管理組合の育成・援助、大規模修繕に対する融資の拡充など、府独自の対策を行うこと。また、温暖化対策や再生可能エネルギーの導入・省エネ化に取り組むマンションを支援すること。
- ⑬世界文化遺産、伝統的建造物、重要文化財などの周辺にバッファゾーンを指定し、景観保全をはかる。景観法の積極的活用をはかり、マンション建設等に高さ・意匠規制を強化すること。
- ⑭産業廃棄物の不法投棄を根絶するために、府の産業廃棄物規制条例による立入検査の徹底、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者・排出者の責任による撤去を実施させること。緊急の場合は、行政代執行など実効ある措置を取るとともに体制の強化を図ること。
- ⑮ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行制度を拡大生産者責任の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。
- ⑯堺市の山砂利採取跡地に搬入された産廃は覆土ではなく完全に撤去されること。違法伐採した保安林は復元されること。採取地内や周辺井戸から水銀等汚染物質の検出が続いていることから、徹底した水質検査を行い、汚染物質の究明を進め、地下水汚染対策を強化すること。これらの対策なしのアウトレットモールや商業施設、物流拠点施設などの建設は行わないこと。
- ⑰ダイオキシンの調査・監視体制の強化とともに発生源対策を抜本的に強化すること。事業者が製造の段階から塩化ビニールなど、ダイオキシンの発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収して再利用をはかるよう指導を強めること。また、府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備するなど、体制の強化をはかること。
- ⑱建設アスベスト訴訟については、最高裁判決により国と建材メーカーの責任が確定した。しかし、判決を中心的にしながら多くの被害者が無くなっている中で、すべての被害者の一日も早い救済が求められている。国に対して、裁判によらず全ての被害者が救済される制度を早急に整備するよう求めるとともに、さらなる被害を防ぐために、府としても関連条例の抜本的な改正や、調査のための補助制度の実施など、必要な対策に全力を上げること。
- ⑲中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置の拡充をはかる

ること。

- ⑩「絶滅のおそれのある野生動植物保全条例」を生かし、絶滅が危惧される野生生物を地域ぐるみ保全するため、府民の啓発や無秩序な開発の規制を強めること。とくに、公共、民間を問わず大規模な開発については事前の環境アセスなど十分な規制措置を講じること。
- ⑪海岸への漂着ゴミの対策及び燃棄プラスティックの海洋汚染防止対策を強化すること。

6. 憲法、平和、地方自治——府民が主役の府政を

- ①「北部地域連携都市構想 第2期ビジョン」により、市町に「選択と集中」「分担と連携」「機能的合併」の押し付けるのはやめ、とりわけ、水道事業の広域化、消防指令センターの共同運用は見直し・中止すること。
- ②京都地方税機構に対し、生活保護基準並みの低所得世帯への強引な差押えをただちに中止し、滞納整理の執行停止の収入基準を生活保護基準の1.2倍に引き上げ、「納税緩和措置」を活用するよう求めること。府や市町村の課税自主権を侵害する、さらなる「事務移管」は撤回し、課税業務の全面移管の検討は中止すること。
- ③関西広域連合は、関西財界・大企業利益優先の要求にもとづく事業展開を改めること。とりわけ、2025年関西万博にむけた北陸新幹線延伸や高速道路延長などの大規模インフラ整備計画については、地域の環境やまちづくり、住民生活に多大な影響を与える、沿線自治体に莫大な財政負担を強いるものであり、見直し・中止すること。危険な原発の再稼働を容認せず、カジノを核とするIR誘致、北陸新幹線延伸、国出先機関の地方移管を求めるとりくみの要請や「道州制」の検討はやめること。関西広域連合そのものの見直し・廃止などを検討すること。
- ④府営水道については、依然として高い水道料金の要因となっている受水市町への供給水量を見直し、過大な「建設負担水量」の押しつけを行わないこと。府営水道施設のダウンサイ징、未利用水利権の活用等を実施するとともに、一般会計からの繰り入れ努力を行い、また国からの財政的支援を強く求め、料金値上げをしないこと。
- ⑤府営住宅の管理業務について、これ以上の指定管理への移行はやめ、指定管理に移行した団地については住民の声を生かした運営を行うこと。
- ⑥京都府戦没者追悼式は、「すべての戦争犠牲者」が対象であるとの周知徹底をはかり、戦没者遺族が主人公の追悼式となるよう、内容を改善すること。
- ⑦被爆者健康手帳は、申請にもとづいてすみやかに交付すること。
- ⑧連艦の、特定秘密保護法や共謀罪法の廃止、日本学術会議人事への介入で任命されしなかった6名の任命を、国に求めること。
- ⑨自衛隊による大規模演習や、実弾射撃・空砲演習や市街地訓練、航空機の市街地上空の訓練飛行、ヘリコプターや艦船への試乗などについては中止を求めるこ。
- ⑩自衛隊での府職員研修をやめること。自衛官募集業務への自治体の協力要請、青年名簿の提出などの押しつけをやめるよう、国に求めること。
- ⑪京丹後米軍レーダー基地について、現在までの米軍の約束違反を検証するとともに、自衛隊を動員した日米一体化のテロ対策訓練、自衛隊福知山演習場での実弾射撃訓練の中止、また日米地位協定の抜本的見直し、米軍基地撤去を、国と米軍に求めること。
- ⑫2021年1月22日に「核兵器禁止条約」が発効した。日本政府として唯一の戦争被爆国にふさわしく同条約に参加し批准するよう、強く求めること。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

| | | | | | |
|-----------|--|-----|------|------|--------|
| 議員氏名(会派名) | 日本共産党京都府議会議員団 | | | 整理番号 | 165 |
| 費目 | 調査研究費・研修費・広報費・更請賃料等活動費・会議費 資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費 | | | | |
| 支払内容 | 「2022年度京都府予算に関する申し入れ」 | | | | |
| 支払金額 | 98,230 | 按分率 | 100% | 計上額 | 98,230 |
| 按分率の考え方 | | | | | |
| 備考 | 振込手数料330円を含む | | | | |

京都銀行 京銀インターネットEBサービス/データ伝送サービス
取引状況照会<振込振替>

処理日時：2021年12月10日 13時30分54秒

■取引情報

| | |
|--------|---------------|
| 受付番号 | 1208004 |
| 取引種別 | 振込 |
| 回付 | 実施日 12月10日 |
| 取引名 | 予算要求 府政資料 |
| 振込依頼人名 | 一 |
| 取引者 | 日本共産党京都府議会議員団 |

■振込元情報

| | |
|------|------------|
| 支払口座 | [REDACTED] |
|------|------------|

■振込先口座

| | |
|---------|------------------------|
| 受取人番号 | 004 |
| 振込先会員登録 | 京都銀行 (0158) |
| 振込先口座 | 西京橋支店 (156) 普通 4055164 |
| 受取人名 | 3) ニューアント |

■振込金額

| | |
|--------|----------|
| 振込金額 | 653,400円 |
| 振込手数料 | 330円 |
| 引当合計金額 | 653,730円 |

請求明細書

165

PAGE
1

602-8041

京都市上京区藪之内町 京都府庁内

日本共産党京都府会議員団 様

2021年11月30日 締切分

請求No.

有限会社ニュープリント

615-0835 京都市右京区西京極東下野12-2

TEL 075-321-5428 FAX 075-321-5359

Mail nprint@amber.plala.or.jp

お振込の場合は

京都銀行 西京極支店 普通 No.055164

京都中央信用金庫 萬野支店 普通 No.0304445

京都信用金庫 西京極支店 普通 No.0377655

下記の通り御請求申し上げます

| 前回御請求額 | | 御入金額 | | 繰越金額 | | 今回御請求額 |
|-------------------|------------------------------|--------|-------|--------|---------|--------|
| | | 25,300 | | 25,300 | | 0 |
| 日付 伝票番号 | 商品コード/商品名 | | 数量 | 単位 | 単価 | 金額 |
| 10.29 72 | 振込 京銀西京極 | | | | | 25,300 |
| 11.22 21110146 | sa 予算要求 冊子 20P 1/1 表紙 1/1 | | 1,000 | 部 | 89,000 | |
| | 会議用 27,000円 通常用 62,000円 | | | | | |
| 消費税 | | | | | | 8,900 |
| 11.30 21110145 | sa 府政資料 冊子 160P 1/1 表紙1/0 | | 1,000 | 部 | 505,000 | |
| | 会議用 132,000円 通常用 373,000円 | | | | | |
| 消費税 | | | | | | 50,500 |

第9号様式(第7条関係)

2021年度 印刷物配布費用等説明書

会派・議員名

日本共産党京都府議会議員団

| 配布物 (名称) | 「京都府政資料2021」 | | | | 規格 | A4版160P | |
|-------------------------|--|-------------------|------------|------------|------------|-----------------|--------------------------------------|
| 配付先 | 事前登録者等 | | | | 作成部数 | 1,000冊 | |
| | 無 有 | 充当有の場合 | | | | | |
| | | 支出先・内容等 | 支出額 (円) | 按分率 (%) | 計上額 (円) | 領収書 整理 番号 | 備 考 |
| 印刷・ 作成費 用 | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> | 有限会社 ニュープリント | 555,500 | 100% | 555,500 | 166 | |
| 封筒代 | <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| 封入封 城費用 | <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| 所要 経費 | <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> | 株式会社 ウイングスマルニー | 65,213 | 100% | 65,213 | 167 | 102冊を送付。残りは議 会報告会や、関係者、 地域で配布。 |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| 同封物 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| 政務活 動費の 充当対 象外 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| 合 计 | | 620,713 | — | 620,713 | — | | |

注 配布物の印刷又は作成に係る業務委託に要する費用を計上していない場合であっても、当該配布物を添付してください。

166. 167

京都府政 資料2021

2021年11月

発行：日本共産党京都府会議員団

お問い合わせは

日本共産党京都府会議員団まで

TEL 075-414-5566

FAX 075-431-2916

E-mail gilndan@jcp-kyotofukai.gr.jp

府政資料 2021年版 もくじ

| | |
|---|-------|
| (1)自公政治と西臨府政 | ページ |
| 関西広域連合の最近の動向 | 1 |
| 戦争する國づくりへ 米軍と自衛隊の追撃 | 2 |
| 土地利用規制法の適用が想定される京都府内の施設(米軍・自衛隊関係) | 3 |
| 「デジタル化」、個人情報保護・マイナンバー制度 | 4 |
| スーパーシティ構想への取組にあたって | 5 |
| スーパーシティ型國家戦略特別区域の指定に関する提案書 | 6-7 |
| 第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョンの概要 | 8-9 |
| 北陸新幹線延伸計画は中止を | 10-11 |
| 北山エリア開発計画の問題点 | 12-13 |
| 北山エリア開発計画をめぐる経緯、各界から寄せられる見直し・反対の声 | 14 |
| 水道事業の広域連携・広域化について | 15 |
| (2)新型コロナ対策 | ページ |
| 新型コロナウイルス感染症 暴性者数と療養者数の推移 | 16 |
| 診療・検査医療機関一覧 | 17 |
| 医療及び療養の体制 | 18 |
| 中和抗体薬投与(カクテル療法)の体制 | 19 |
| 保健所支援の8月・9月実績 | 20 |
| 他都局からコロナ主要部局(危機、健福、高土、保健所)への応援職員 | 21 |
| 京都府保健師数推移 | 22 |
| 都道府県別保健所数 | 23 |
| 新型コロナウイルス感染症に係るR2年度分国民健康保険料(税)減免の実施状況 | 24 |
| 生活福祉資金(新型コロナ対策分)貸付状況 | 25 |
| 新型コロナ特例緊急貸付(小口・総合・純合延長・再貸付・合計)申請件数・金額 | 26-27 |
| 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 実績(R3年度7月末) | 28 |
| 令和2年度住基津保給付金 実績と前年度比較 | 29 |
| 令和3年度住宅確保保給付金 支給決定状況 | 30 |
| 新型コロナウイルス感染防止に係る協力金のご案内 | 31 |
| 新型コロナウイルス感染防止に係る協力金過去分 | 32 |
| 時短要請等協力金の進捗状況について | 33-34 |
| 京都府中小企業融資制度 融資実績 | 35 |
| (3)中小企業と地域経済 | ページ |
| 京都府の経済活動別純生産等(名目)の推移 | 36 |
| 京都府内の経済諸指標(地域別実績2010~2018年) | 37 |
| 京都府の資本金別の欠損法人数・利益法人数・欠損法人率 | 38 |
| 休廻業・解散と倒産件数 | 39 |
| 激減する京都の中小業者(主な業種別組合の組合員数の動態)／商工会・商工会議所会員数 | 40 |
| 府内大手企業の内部留保 | 41 |
| 大きく減額されてきた商工団体への予算 | 42 |
| 令和2年度京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金交付実績 | 43 |
| 京都府中小企業融資制度 融資実績(毎年資料) | 44 |
| 中小企業振興基本条例の制定状況(都道府県レベル) | 45 |
| 和装産業の生産量の推移(西陣帯・丹後白生地・京友禅) | 46 |
| 「商店街カルテ」に基づく府内商店街の概況について | 47 |
| 観光入込客数と観光消費額の推移 | 48 |
| 舞鶴港へのクルーズ船入港数の推移 | 49 |
| 舞鶴港取り扱い上位10品種の輸入輸出貨物量 | 50 |
| (4)雇用と働き方 | ページ |
| 非正規雇用率で京都は全国ワースト2位 | 51 |
| 職種別 求人・求職の状況 | 52 |
| 常用労働者の現金給与支給総額(年平均月額)の推移 | 53 |
| 京都府の1人当たりの県民所得・雇用者報酬の額と全国順位 | 54 |
| 1人から4人の事業所の現金給与額と平均月間総実労働時間、5人以上の比較 | 55 |
| 産業別の事業所数と従業員数の推移 | 56 |

| | |
|--------------------------------------|------------|
| 勤労者1世帯当たり1か月間の収入と支出(京都市) | 57 |
| 所得別の世帯数分布の変化(全国) | 58 |
| 京都府の労働相談 相談内容別件数の推移 | 59 |
| 平成30年度 就労・奨学金返済一体型支援事業実績 | 60 |
| 中小企業支援・賃金引き上げなどを求める意見書 | 61 |
| (5) 農林水産業 | ページ |
| 主な農林水産関係の統計指標の推移 | 62 |
| 京都の農業生産額と生産農業所得の推移 | 63 |
| 年齢別基幹的農業従事者数の推移(販売農家) | 64 |
| 野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況(令和元年度) | 65 |
| 令和3年度米の相対取引価格・数量 | 66 |
| JA出荷契約米の買取単価 | 67 |
| 米価下落に伴う市町村の対応状況について | 68 |
| 林業の動向 | 69 |
| 漁業経営の推移 | 70 |
| (6) 子育てと暮らし・社会保障 | ページ |
| 貧困・社会的格差 生活保護、失業率、就学援助の推移 | 71 |
| 生活保護の状況(京都市・府内市町村) | 72 |
| 生活保護新規申請件数比較 | 73 |
| 都道府県別合計特殊出生率の推移 | 74 |
| 京都府内の子育て支援医療助成制度一覧 | 75 |
| ひとり親家庭等医療費助成制度 京都府内一覧 | 76 |
| 保育所等の市町村別施設数・定員 | 77 |
| 京都府内の保育園待機児童数 | 78 |
| 市町村別放課後児童クラブの状況 | 79 |
| 京都府児童相談所における児童虐待相談受理件数 | 80 |
| 発達障害者支援センター・発達障害者認定支援センターの実績 | 81 |
| 市町村別 放課後等デイサービス事業所数 | 82 |
| 2019年度 自治体別国保事業比較 | 83 |
| 国保料滞納の実態、資格証明書・短期証の発行状況など | 84 |
| 都道府県別国保料(税)滞納世帯数等 | 85 |
| 国保料の地方税機構への移管、一般会計繰入の推移 | 86 |
| 令和元年度 京都府の市町村国保の状況 | 87 |
| 無料低額診療事業の実績(京都市以外と京都市) | 88-89 |
| 京都府地域包括ケア構想(地域医療ビジョン)の主な内容 | 90 |
| 老人医療助成事業費補助金:交付状況と受給者数 | 91-92 |
| 介護保険 第1号保険料基準額と収納率 | 93-94 |
| 地域包括支援センターの設置状況 | 95 |
| 京都府の特別養護老人ホーム入所申込者の推移 | 96 |
| 自殺の実態 | 97 |
| 京都府における自殺者数 | 98 |
| DV(ドメスティックバイオレンス)相談件数等の推移 | 99 |
| (7) 教育と文化・スポーツ | ページ |
| 少人数教育実施状況(小学校・中学校) | 100 |
| 全国の少人数学級地図 | 101 |
| 35人以下学級に在籍する小中学校児童生徒の割合の推移 | 102 |
| 京都府内の市町別公立小中学校の新設・統廃合の状況 | 103 |
| 定数内講師・非常勤講師・教諭・児童生徒数の推移 | 104 |
| 学校給食実施状況と民間委託数(自校方式・センター方式別) | 105 |
| 公立小中学校 学校司書の配置状況 | 106 |
| 要保護・準要保護者数の推移 | 107 |
| 京都府内市町(組合)別 就学援助実績件数一覧 | 108 |
| 高等学校等就学支援金 京都府立高校 令和2年度実績 | 109 |
| 京都府奨学のための給付金 令和2年度実績 | 110 |
| 私立高校で学ぶ生徒への支援——あんしん修学支援制度と補助対象者の推移など | 111 |
| 京都府高等学校通学費補助金実績 | 112 |

| | |
|--------------------------------|------------|
| 公立高校の募集状況、及び特色化予算 | 113 |
| 京都府立大学・京都府立医科大学の授業料減免の状況 | 114 |
| 公立高校におけるタブレット端末の整備状況 | 115 |
| (8)環境政策、災害対策とまちづくり | ページ |
| 府営水道市町村の状況 | 116 |
| 京都府の温室効果ガス排出量について | 117 |
| 原子力災害時における避難体制の整備について | 118-119 |
| 原子力発電所の安全対策について | 120-121 |
| 民間建築物に対するアスベスト補助制度の創設状況 | 122 |
| 民間建築物における吹き付けアスベスト等飛散防止対策の調査結果 | 123 |
| 府民協働型インフラ保全事業応募状況 | 124 |
| 木造住宅耐震化支援事業実績 | 125 |
| 住宅の耐震化率の状況及び目標 | 126 |
| 各市町村の木造住宅耐震改修補助制度の早見表 | 127 |
| 京都府域における河川整備計画の策定状況(地図) | 128 |
| 京都府における河川整備予算について | 129 |
| 京都府における河川整備率の推移 | 130 |
| 河川・砂防等の事業費経年変化 | 131 |
| 土木事務所の職員数の変遷 | 132 |
| 府営住宅の中層耐火構造住棟におけるエレベーター設置状況 | 133 |
| 府営住宅(30戸以上)におけるエレベーター設置状況 | 134 |
| 京都府消防体制の整備推進計画の改定概要について | 135-136 |
| 生活交通ネットワーク構築支援事業に係る府の補助実績 | 137 |
| (9)市町村と府政運営 | ページ |
| 令和2年国勢調査人口速報集計結果(京都府及び市区町村別) | 138-139 |
| 令和元年度普通会計決算データ | 140-141 |
| 財政指標の推移 | 142 |
| 令和2年度給与削減割合の状況(京都府及び府内市町村) | 143 |
| 京都府内市町村税の主な税率 | 144 |
| 令和2年度 きょうと地域連携交付金 団体別実績額 | 145 |
| 府債残高の状況(一般会計) | 146 |
| 基金の状況 | 147 |
| 市町村の地域指定の状況 / 遠隔地域の位置関 | 148 |
| 広域行政圏・事務委託の状況 | 149 |
| 市町村総括表 | 150 |
| 府と市町村の職員数推移 | 151 |
| 職員(知事部局等)の配置状況 | 152 |
| 府議・府職員出身の市町村長と副市長村長 | 153 |
| 令和3年度 民間からの受け入れ職員 | 154 |
| (10)日本共産党と府会議員団 | ページ |
| 府市町村議会の会派別議員数 | 155 |
| 京都府議会への請願 会派別紹介数 | 156 |

* 行政資料を引用している資料がありますが、議員団の見解とは異なる場合があります

関西広域連合の最近の動向

*設立10年目となる昨年、連合長は仁坂(和歌山県)知事に。西脇(京都府)知事は新たに副連合長に就任。

○関西新時代宣言（令和2年11月）より

「分権型社会の実現」「関西全体の広域行政を担う責任主体づくり」「国からの事務権限の受け皿づくり」を進め、「関西から新時代をつくる」という志のもと関西広域連合を発足し10年。…「ドクターヘリの一体的運航、自然災害でのカウンターパート方式による被災地支援などで成果を上げてきた」とするが、「一方、分権型社会の実現に向けては、政府機関の地方移転を全国で唯一実現したものの、国の出先機関の移管をはじめ国の事務・権限の移譲については大きな成果は得られていない」ことを認めている。しかし「コロナ危機により、東京一極集中の弊害など課題が明らかになった。ポストコロナ時代にふさわしい新たな社会へ、地方分権推進の先頭に立ち、国家構造の転換をリードする特別地方公共団体として進む」ことを宣言。

- 「国の出先機関移管」は、広域連合自身もゆきづまりを認めるものの、新たに「有識者会議」を設置し「国と地方の役割分担／国土構造／関西における行政組織のあり方」など掘り下げ、国へ要望している。
- この間、大阪万博と一緒にしてきたIR競争の破綻も明らかに。また、原発再稼働の容認姿勢と、これにもとづく広域避難計画推進などの問題も。

○関西財界の要求にもとづく“一体化”が顕著に
関西経済連合会との年2回の意見交換会を定例化し、関経連の要求に広域連合が答える形で開催。
関経連は、昨年末に「関西ビジョン2030」を策定。コロナ禍を踏まえた分権・分散型社会の構築、活力あふれる関西、公設試験研究機関連携、スタートアップ企業育成、広域観光、行政・社会のデジタル化、スマートシティ・スーパーシティ選定、2025年関西万博にむけたインバウンド復活、大規模インフラ整備、デジタル化、ネットワーク拠点化、広域連合の「司令塔化・機能強化」による「道州制への進化」など要求。

関西新時代宣言（抜粋）

1 広域行政のシンボルとして躍進する「関西広域連合」

2 新次元の分権型社会を実現

国の事務権限の受け皿たる能力を示し、省庁等が有する機能移管や関西広域連合に相応しい大括りの国の事務・権限の移譲につなげ、分権型社会の実現を目指す。

3 デジタル化の推進と国土の双眼構造の実現

文化庁の京都移転に続く政府機関の移転や広域インフラの整備を推進する。関西が5Gから6Gを見据えたデジタル化を進め、日本の成長牽引し国土の双眼構造を構築する。

4 世界のネットワーク拠点“関西”

「ワールドマスターズゲームズ2021関西」を通じて関西の魅力を発信し、2025年「大阪・関西万博」の成功につなげ、人・モノ・情報が集積・融合・発信される世界のネットワーク拠点“関西”を創り上げる。

令和4年度圧の予算編成に対する提案

—令和3年6月 関西広域連合（抜粋）

【国土の双眼構造の構築と分権型社会の確立】

…空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限發揮することが必要。そのため、高規格道路のミッシングリンク解消、太平洋側・日本海側の国土軸の形成、2025年大阪・関西万博の効果を最大限波及させるための関西各地へのアクセス強化など。

空港の機能強化／港湾機能の充実強化／道路整備の推進／北陸新幹線の早期開業／リニア中央新幹線の早期開業／高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施／

戦争する国づくりへ 米軍と自衛隊の連携 府内で新たな軍事協力強化へ激しい動き

米軍経ヶ岬レーダー基地では

- ・米軍と自衛隊が一体となった基地防護訓練 6月「オリエント・シールド」(OS-21)
6月から7月に実施された日米合同の過去最大の演習「オリエント・シールド」では、
経ヶ岬米軍通信所の防衛訓練に韓国から米軍憲兵が参加、福知山の自衛隊部隊が一体とな
ってテロ対策訓練を実施。「OS21-2」演習は「台湾有事」を念頭においた演習として各
国で報道。経ヶ岬でも、実戦的な基地警備訓練、化学防護など「あらゆる事態を想定」
- ・米軍の経ヶ岬通信所第二期工事が完成。外部からの視界を遮断。
- ・10月、米国臨時代理大使が経ヶ岬通信所を視察。京丹後市役所を訪問。

舞鶴自衛隊基地

- ・2020年8月河野前防衛大臣、2021年9月岸防衛大臣が連続して視察



・巡航ミサイル搭載可能の米海軍ミサイル駆逐艦
「チェイフィー」が10月29日、舞鶴市の海上自衛隊北吸係留所に着岸。米海軍艦船の舞鶴寄港は
2017年2月以来、4年8カ月ぶり。「チェイフィー」
はロシアと中国の海上合同軍事演習の監視に従事
していた。

- ・伊藤弘舞鶴地方総監（海将）は今回の寄港について「日米同盟の下、お互いに緊密に連携を取っている。本当のカウンターパートとして、利便性とタイミングで、常々ど（舞鶴を）利用してもらっている」（毎日新聞）
- ・陸上自衛隊が南西諸島の警護訓練を目的に、10万人参加で軍事車両や部隊、物資の移
送演習。舞鶴港に北海道から民間のフェリーを使用。

福知山自衛隊駐屯地など

- ・駐屯地内の射撃場（日米共同使用に指定）で経ヶ岬米軍通信所の軍属・軍人が定期的に
実弾射撃訓練。
- ・米軍経ヶ岬通信所テロ対策訓練に数十名の福知山自衛隊員が参加。
- ・自衛隊祝園弾薬庫に大型ヘリが発着できるヘリパッドを整備

府会議員団作成

土地利用規制法の適用が想定される京都府内の施設 (防衛省資料より)

| | | 土地所有者数 | |
|----|--------|---|-----|
| 1 | 航空自衛隊 | 入間基地経ヶ岬分屯基地 入間基地経ヶ岬分屯基地オペレーション地区 経ヶ岬分屯基地場外離着陸地区 | 不明 |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | 陸上自衛隊 | 福知山駐屯地 | 240 |
| 5 | | 福知山駐屯地福知山射撃場 | |
| 6 | | 福知山駐屯地福知山訓練場 | |
| 7 | | 桂駐屯地 | 230 |
| 8 | | 宇治駐屯地 | 610 |
| 9 | | 宇治駐屯地祝園分屯地 | |
| 10 | | 大久保駐屯地 | 150 |
| 11 | 海上自衛隊 | 舞鶴地方総監部第1区 | 680 |
| 12 | | 舞鶴地方総監部第2区 | |
| 13 | | 舞鶴地方総監部大波射撃場 | |
| 14 | | 舞鶴地方総監部北吸係留所 | |
| 15 | | 舞鶴警備隊 | |
| 16 | | 舞鶴海上訓練指導隊 | |
| 17 | | 舞鶴教育隊 | |
| 18 | | 舞鶴警備隊瀬崎地区 | |
| 19 | | 舞鶴システム通信隊上杉送信所 | |
| 20 | | 舞鶴システム通信隊横山中継所 | |
| 21 | | 舞鶴造修補給所 | |
| 22 | | 舞鶴造修補給所平燃料貯蔵所 | |
| 23 | | 舞鶴造修補給所大波燃料貯蔵所 | 20 |
| 24 | | 舞鶴弾薬整備補給所白浜火薬庫 | |
| 25 | | 舞鶴弾薬整備補給所乙島火薬庫 | |
| 26 | | 舞鶴弾薬整備補給所岩子火薬庫 | |
| 27 | | 舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区 | |
| 28 | | 舞鶴造修補給所浜地区 | |
| 29 | | 舞鶴弾薬整備補給所 | |
| 30 | | 自衛隊舞鶴病院 | |
| 31 | | 舞鶴航空基地海上自衛隊 | |
| 32 | | 舞鶴航空基地空山タカン地区 | |
| 33 | | 舞鶴航空基地空山気象レーダー地区 | |
| 米軍 | 経ヶ岬通信所 | 90 | |

土地利用規制法は、防衛施設や海上保安庁の施設、原子力発電所などの重要インフラ施設周辺約1キロと国境離島の土地を「注視区域」として調査対象に設定。懲役刑を含む罰則あり。

対象地域の拡大や住民運動の監視抑圧にもつながる。2022年9月に区域明示。

「デジタル化」、個人情報保護・マイナンバー制度

- ◆デジタル庁発足（2021年9月1日）——行政の持つデータを企画に開放し、企業和田につなげる目的
- ◆ 国・自治体が持つ個人情報は、公権力を行使して取得、申請・届出に伴い義務として提出されものであり、企業が保有する顧客情報とは比べ物にならない多岐にわたる膨大な情報量。ところが政府は、これを利活用するためには、「行政のデジタル化」が必要だとし、個人情報まで対象として、企業の儲けのために提供する方針を推進
- ◆ 「デジタル改革関連法」2021年5月…国会審議を通じ、プライバシー権侵害、利益誘導・官民連携の拡大、行政の住民サービス後退、国民に負担増と給付削減を押し付けるマイナンバー制度拡大など多くの問題点が明らかに。

①東京都一層に先駆け、IT企業から人材、官民「ビッグデータ活用」、スーパーシティ特区申請

西脇知事は、「デジタル化」は「S Tコロナを見据えた新たな京都づくりの上で極めて重要。全庁で取り組むべきもの」と位置づけ、国に先駆けて、行政のデジタル化と社会のデジタル化を推進。

①デジタル庁に先駆け、「デジタル政策推進課」発足。民間IT企業からの人材

- ・ 9月のデジタル庁発足に先駆け、府は、2021年度4月から新たに、政策企画部に「デジタル政策推進課」を5名体制で発足させ、うち2名は民間IT企業から出向。商工労働観光部にも1名。
- ・ 西脇知事「この4月、府庁の政策調整機能を担う政策企画部にデジタル政策推進課を新たに設置し、部局間の連携機能を強化するとともに、政策企画部と民間事業者との調整機能を担う商工労働観光部に、それぞれデジタル技術に関する高度な専門知識を持った民間人材を任用することで、官民連携機能や専門性の強化を図った」「昨年3月策定の『京都府スマート社会推進計画』をさらに加速させ、デジタル技術を生かして、行政のデジタル化と社会のスマート化を両輪に、京都のデジタル改革を推進」（6月定例会答弁）。

②京都スマートシティ推進協議会による「京都ビッグデータ活用プラットフォーム」立ち上げ

- ・ データの利活用を促進するため、「スマートシティ推進協議会」設立（2018年9月）。同年11月に、大学・研究機関、企業、観光連盟、行政などにより「京都ビッグデータ活用プラットフォーム」を構築。
- ・ 「国の施策及び予算に対する政策提案（2021年7月）」で、「健康長寿・データヘルスの推進」を掲げ、国が健康・医療・介護等の情報をビッグデータ活用するために構築した「保健医療データプラットフォーム」について、地方自治体等が活用しやすい形での運用、都道府県が市町村・民間企業と連携して加入する保険者を限定せずにデータヘルスにとりくめるよう財政支援制度の創設、などを提言。

③西文化学術研究センター、スーパーシティ特区に申請（別ページ参照）

- ・ 内閣府スーパーシティ国家戦略特区指定の公募に4月、8月に応募。

④マイナンバー制度は「府民にメリット」、個人情報保護の責任を検察

- ・ 西脇知事「マイナンバー制度は、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための基盤であり、行政手続に関する申請の際に添付書類が不要となることや、迅速に処理が行われることなど、府民にとっても大きなメリット」「マイナンバー制度は、税の徴収強化につながるものではなく、また企業に個人情報を自由に提供できる制度でもない」
 - * マイナンバーカードの普及率（6月1日現在） 全国：交付率31.8%、京都府：33%、83万9,243枚
- 安倍政権は、行政などが持つ個人データを特定の個人を容易に識別できないよう加工すれば本人同意なしに第三者に提供できる仕組みを導入。さらに菅政権は、デジタル関連法により利活用の障害になる規制を緩和。個人情報保護法制を改定し、行政、民間、独立行政法人で別途の法律であったものを一元化。保護対象となる個人情報の範囲を狭め、地方自治体には、独自の条例を「いつたんリセット」し、全国共通のルールを設けて、より強い規制に轉りをかけるもの。

個人情報を大規模に集める手段と位置付けられているのがマイナンバー制度の利用拡大。政府が管理・運営するウェブサイト「マイナポータル」で行政手続きの利用を促し、そこに集まる個人情報を利活用に回すもの。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野に限定して導入され、分散管理されているが、情報漏えいや悪用を防ぐためとしてきた管理の原則を捨てるがるもの。

スーパーシティ構想への取組にあたって（京都府HPから抜粋）

京都府はこれまで国家戦略特区（H26.5 指定）や国際戦略総合特区（H23.12 指定）を活用して、iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁など、健康・医療分野を中心とする規制改革に取り組んできた。

・また、規制改革だけでは研究開発は進まないという体験から、地域住民で構成する「Club けいはんな」を組織（H28.11）し、地域住民の理解と協力のもと、研究開発の実証実験を進め、現在は約 2,700 名の参加登録を得て、例えば、乳幼児の睡眠と生活リズム解析による発達障害のリスク推定・予防システムの開発や、健康意識に関する調査、高品質野菜の開発、自動運転バスの公道実証などの実証実験を行っている。

以上のような背景を踏まえ、今後、我々がけいはんな学研都市でスーパーシティ構想の推進に取り組むために、また、その手段である一つひとつの規制改革を実現するためには、地域住民に対し実施するサービスやこれに伴う課題等を説明し、理解を得た上で参加いただかなければならないと考えている。

・我々がスーパーシティ構想で目指す社会像の実現に向けて、一つひとつのサービスを地域住民が体験する中で、一步ずつ地域住民の理解と安心を深げていき、これまで築いてきた地域住民の皆様との信頼を深めながら、着実に一つひとつの規制改革にチャレンジし、未来社会の実現を目指したいと考えている。

・なお、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法令等に基づいて適切に対応していく。

京都府、精華町、木津川市及び京田辺市は、2021 年 4 月 16 日に内閣府のスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募に応募したが、8 月 6 日に実施された第 1 回スーパーシティ専門調査会を受けて、内閣府から 8 月 24 日付でスーパーシティに関する規制改革などの再提案募集が出され、再提案した。

https://www.pref.kyoto.jp/bunkaga/news/supercity/documents/shinseisyo_0416.pdf

スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する提案書

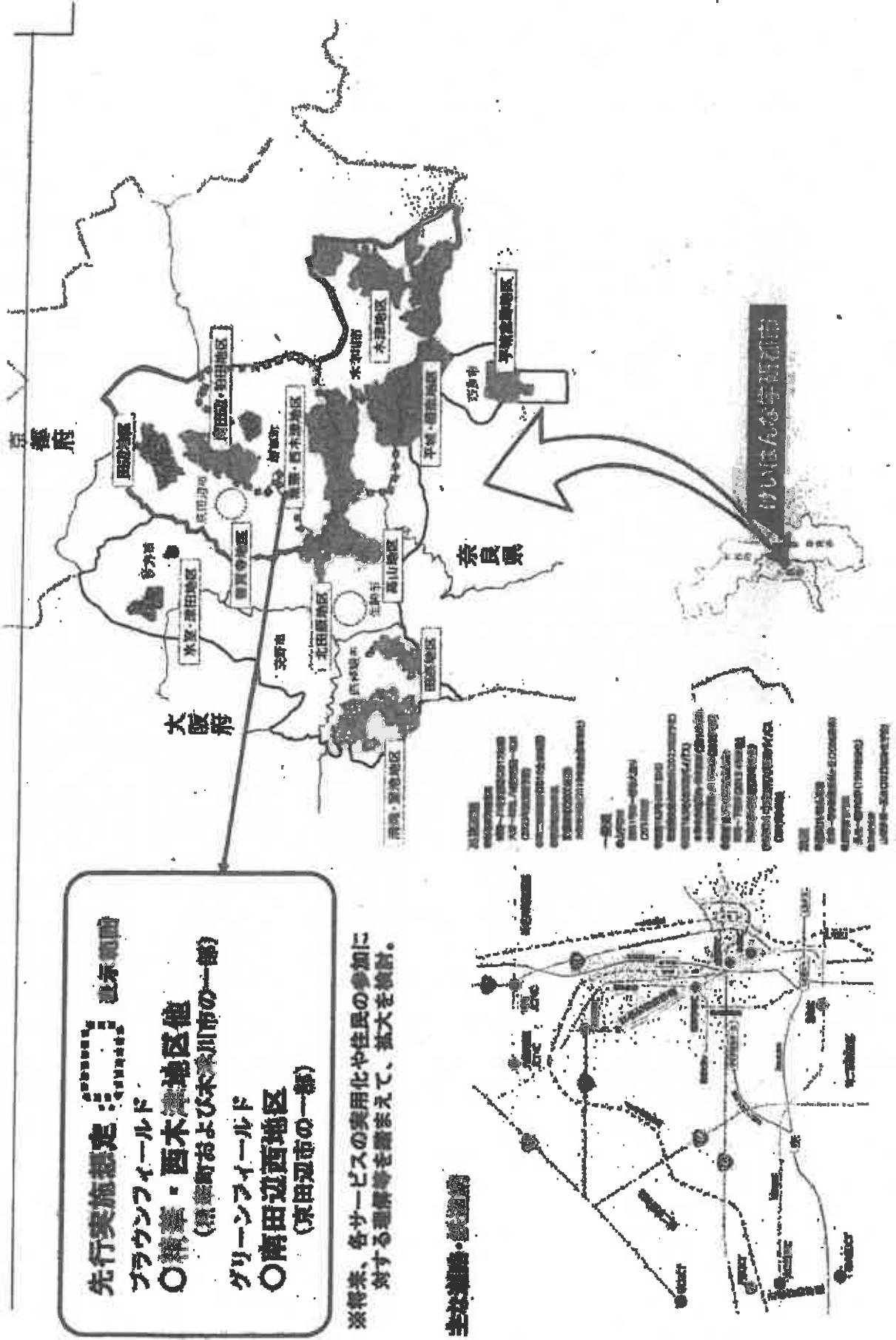
I. 概要

基本情報

| | |
|--|--|
| 登録者 スーパーシティ構想の 名称 | 地方公共団体名 けいはんなサスティナブルスーパーシティ や社会問題解決への挑戦が都市の持続力につながる世界トップの安寧な都市経営エコシステムへ~ |
| 対象区域 けいはんな学研都市 | ※先行実施想定：アラクィード「精華・西木津地区、他」、グリーンパーク「南田辺西地区」 |
| ○学研都市の課題 住民の一斉高齢化・人口減少到来や全国平均より少ない医師数等に加え、街区が広く、かつ文化・学術・研究施設と住民の日常生活に必要な商業施設など多様な目的地が分散立地。このため、高齢者の移動・研究者の移動など地域内の交通課題も複合化（QOL低下）。また、このような地域内課題に加え、民間活力を活用し、学術と（生活）文化の融合した複合的な都市づくりを進めてきた歴史から、住民自身も参加する「未来を拓く知の創造都市の形成」など建設理念に即した都市の役割が、POSTコロナ社会を見据えて今こそ求められている。 | |
| ○目標 地盤の保全 地盤問題解決の ための目標等 | ○目標 日常生活を送る中で、社会的健康・心身の健康・生活面での健康を享受し、これらの実現に向けた社会実証を通じて持続的なノベーションを創出し、社会問題解決型の都市経営エコシステムをめざす。 ※けいはんな学研都市建設の理念・基本方針 ・文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくり ・我が国及び世界の文化・学術・研究の発展、並びに国民経済の発展への寄与 ・未来を拓く知の創造都市の形成 ・技術×文化×住民交流による開発> |
| ○目標 地盤の保全 地盤問題解決の ための目標等 | 3つの基本コンセプトによる事業・サービスを展開。都市マネジメント力向上、住民サービスのレベルアップを図る。 I 人生100年時代にふさわしく健 康で充実したスマートライフ (住民の一人ひとりが身体的、社会的、精神的な健康で満たされた生活の実現) II AI時代にふさわしい教育。次代を担う人材育成 (AI時代にふさわしい学習に対する研究開発及び、その実践活用による次代を担う人材の個性や能力に応じた学びの場の提供) III ノベーションを創造する国際研究ネットワーク (学研都市の世界的ネットワークを活用し、多彩な人材の知見が活かされた世界最先端の研究が迅速に進む研究環境の確立) |

位置図等

I. 計画



京都府HPから

第2期京都府北部地域連携都市圏ビジョンの概要

構成自治体

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

◇北部5市2町の広域連携のあり方

我が国においては 2040年を目途に人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎えるとされており、各自治体が単独で全ての機能を維持・確保していくことが困難になると予想される中にあって、5市2町がそれぞれの強みや個性を生かしながら連携と協力により役割分担と機能強化を図る「水平型の連携」を推進し、相互に補完しながら住民の生活に必要な機能を確保することが必要である。

「水平型の連携」の推進により、「圏域全体における地域循環型の経済成長」「高次の都市機能の確保」「生活関連機能の向上」に協働・連携して取り組むことで、都会にはない豊かで文化的な生活環境を実現し、京都府北部で一つの都市圏を形成する。

1. 2040年を見据えた京都府北部地域連携都市圏の将来像

『人口減少を克服し、未来への希望を拓ぐ連携都市圏』

2. 京都府北部連携都市圏の目標人口

2040年(令和22年) 23.9万人以上

3. 取組の方向性

- (1) 圏域全体における地域循環型の経済成長
- (2) 高次の都市機能の確保
- (3) 生活関連機能の向上

4. 圏域づくりの基本方針

「圏域全体における地域循環型の経済成長」「高次の都市機能の確保・充実」「生活関連サービスの向上」を実現するため、5市2町が「選択と集中」「分担と連携」をコンセプトに、観光や産業、教育、医療、交通、環境等の各分野における連携施策に取り組み、水平型の連携による「機能的合併」を推進する。

(1)共同化等を目指す行政機能

《現在推進している取組》

- ① 水道事業の広域化(窓口業務の共同化・システムの統合)
- ② 消防指令センターの共同運用
- ③ 図書館の相互利用

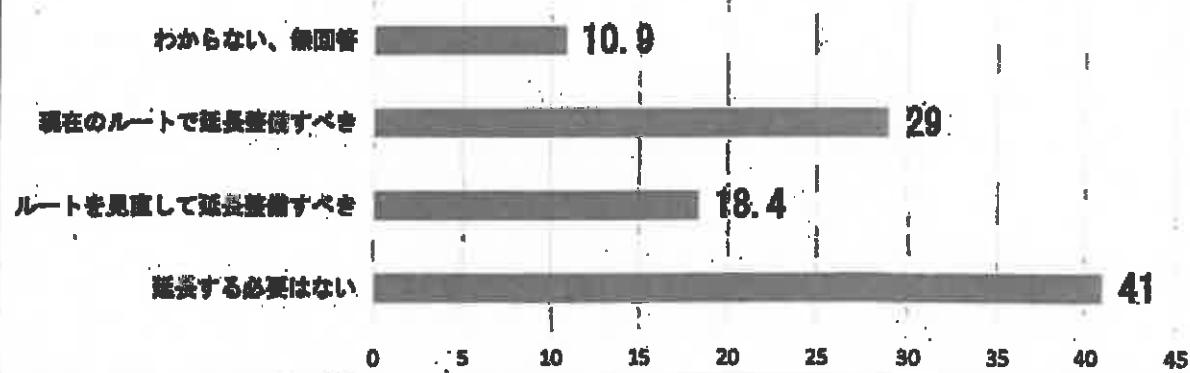
(2)連携深化プロジェクトチームで検討する事業

- ①地域課題に係る人材育成、新たな産業創出等に向けた
「産学官連携コンソーシアム(地域連携プラットフォーム)」の構築
- ②土木・建築分野等の技術職員の合同技術研修や人事交流の検討

北陸新幹線延伸計画は中止を

日本共産党京都府会議員団まとめ

北陸新幹線延伸反対41%（10月31日京都新聞調査）



8割がトンネル区間 880万立方㍍の残土処理計画なし 南丹市美山町田歌区はアセス受け入れ拒否

敦賀～新大阪間140kmのルートのうち8割がトンネル区間です。京都府内には、南丹市美山町から右京区京北町を経由するルート案が示されています。しかし、南丹市美山町田歌自治会では、880万立方㍍もの残土処分について処理計画を鉄道運輸機構が示さないため、環境影響評価の本調査を引き続いだり拒否しています。

北海道新幹線も8割がトンネル区間で工事中断 重金属などを含む掘削土が発生

新函館～札幌間の212kmのうち8割がトンネル区間です。人体に有害なヒ素や鉛を含む要対策土が大きな問題になっている掘削土の処理計画がないため、一部の区間で工事が中断する事態となっています。残土の保管場が土砂災害警戒区域や浄水場の取水地の直近に計画され、住民の不安が広がりました。

敦賀駅関連の地元負担——福井県142.5億円、敦賀市90.8億円

新余座～木ノ芽川左岸（敦賀駅を含む1.59km）の事業費が945億円に膨張

福井県141.3億円、敦賀市15.7億円

駅西側整備関連事業費 110億円——県費2億円、敦賀市54億円

| | | |
|-----------|----------------------|----------|
| 土地区画整理事業 | 36億円 | 敦賀市21億円 |
| 立体駐車場整備 | 13億円 | 敦賀市7億円 |
| 駅バリアフリー | 19億円 | 敦賀市11億円 |
| 駅前広場整備事業 | 11億円 | 敦賀市5.9億円 |
| 駅交流施設整備事業 | 11億円 | 敦賀市9億円 |
| 福井大学 | 20億円 | 敦賀市0.1億円 |
| 駅東側整備関連事業 | 60億円——県費10億円、敦賀市20億円 | |
| 新幹線駅前広場 | 25億円 | 敦賀市10億円 |
| その他道路整備等 | 35億円 | 敦賀市10億円 |

北陸新幹線延伸計画 京都府内の路線概要

北陸新幹線（敦賀・新大阪間）環境影響評価方法書（京都府）より



北山エリア開発計画の問題点

【北山通沿い】商業施設の設置により、植物園敷地のセットバック、ウバメガシの生垣の撤去などが避けられない。

【旧資料館跡地】舞台芸術・視覚芸術拠点施設としているが、「コンベンション、宿泊、飲食等も含めた様々な機能を提供する」ことが強調され、西側の別棟も含めて「賑わい交流施設」の整備が大きな位置を占めている。

【北山エリア整備イメージ(北山エリア整備基本計画より)】



【植物園】野外ステージなどアミューズメント機能を整備。半木の道(賀茂川河川敷)の人の流れを引き込むとしているが、これが植物園の心臓部=バックヤードの縮小につながることが想定される。観賞温室についても、移転は既存植物へのダメージが大きい。

【府立大学】老朽化が進む校舎(耐震化率 51.7%)の整備は後回しにする一方、学生数 2000 人のキャンパスに、1万人規模のアリーナ機能付き体育館を整備。工事に伴う環境破壊等の他、大規模イベントによる学生の利用制限、教育・研究環境への影響などが懸念される。

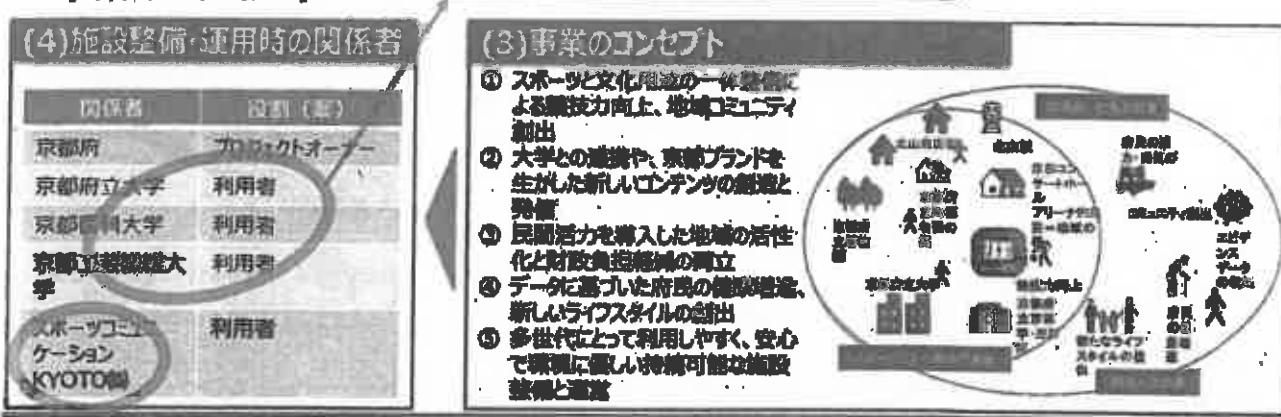
北山エリア開発計画の問題点②

北山エリアにおけるアリーナ的要素を持った体育施設の整備可能性調査 業務最終報告資料(概要版)より

*北山エリア整備基本計画の策定に先立って行われた調査(2019年度)の報告資料。なお、公募型プロポーザルでこの調査を受託したKPMGコンサルティング株式会社は、2021年度には北山エリア整備事業手法等検討業務も受託している。北山エリア整備基本計画策定業務を受託した有限会社あずさ監査法人はその子会社。

1. 事業のビジョン等

大学の体育館なのに、単なる利用者の扱い



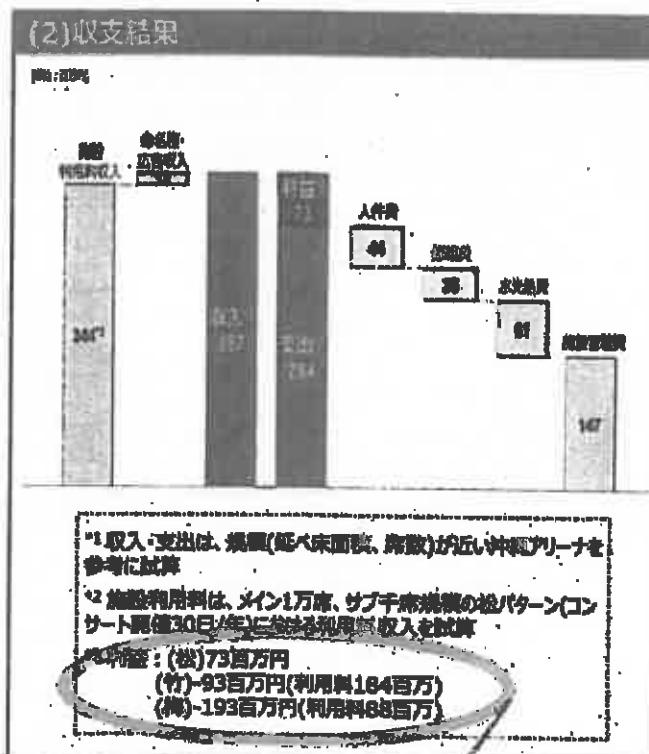
男子プロバスケットボール・京都バンナリーズの運営会社

2. 事業概要

| (2)規模及び機能概要 | |
|-------------|--|
| 規模 | 収容人数 5,000～10,000人 |
| 機能概要 | 訓練(パート) <ul style="list-style-type: none"> ・施設(アリーナ) ・文化機能 ・教育機能 ・情報発信機能 運営(ソルト) <ul style="list-style-type: none"> ・貸室・場所貸し、イベント企画運営 ・機材等の貸出 ・利用者窓口サービス |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・休憩機能 ・施設運営管理機能、パリアフリー、災害時対策 等 ・教育・障害者教育、一般開放サービス ・情報発信・広告 ・健康プログラム・教室 |

| (3)施設の利用用途・利用方法の想定 | | |
|--------------------|----------------|--------------------|
| メイン | 大学利用 | ・クラブ大会・試合 約45日(休日) |
| | | ・クラブ練習 約155日(平日) |
| 同行利用 | | ・スポーツイベント 22日 |
| | | ・音楽コンサート 30日 |
| サブ | | ・年次休暇 約155日 |
| | 大学利用(授業・クラブ練習) | |

3. 事業収支に関する検討



年間50回以上の興行利用を想定。その利用料を前提に年間700万円程度の収益(松)を見込んでいるが、興行が少なければ、2千万円近い赤字(梅)が出ることも考えられる。赤字が出たらどうするのか?収益優先で学生の利用に影響が出ることも考えられる。

北山エリア開発計画をめぐる経緯

日本共産党京都府会議員団まとめ

*住民運動団体等の取り組みは太字で表記

| | | |
|-------|-----|--|
| 2018年 | 4月 | 西脇隆俊知事就任 |
| 2019年 | 6月 | 京都府総合計画(仮称)中間案において、5つの「エリア構想」の1つとして、北山「文化と悪い」の交流構想を位置付け、シアターコンプレックス構想やアリーナ整備を明記 →10月に、正式に京都府総合計画(京都夢実現プラン)として決定 |
| | 7月 | 「北山文化環境ゾーンにおけるアリーナ的要素を持つた体育施設の整備可能性調査業務」に係る公募型プロポーザルを実施 →KPMGコンサルティング株式会社(本社・東京)1社のみの応募で、同社を事業者に選定 |
| 2020年 | 3月 | KPMGコンサルティング株式会社が、「北山エリアにおけるアリーナ的要素を持つた体育施設の整備可能性調査業務(HPI)」に「令和元年度スタジアム・アリーナ先進事例成果物」の一つとして掲載 |
| | 6月 | 「北山エリア整備基本計画策定業務」に係る公募型プロポーザルを実施 →有識会社あずさ監査法人(KPMGコンサルティング株式会社の子会社)を事業者に選定 |
| | 9月 | 北山エリア整備基本計画(骨子案)を提示し、パブリックコメントを実施 |
| | 9月 | 京都府職員労働組合連合として、問題点を知らせるチラシを作成 |
| | 12月 | 北山エリア整備基本計画(最終案)を決定 |
| | 12月 | 左京区の住民運動団体などの呼びかけで、北山エリア構想を考える懇談会を開催 |
| 2021年 | 2月 | 全国の研究者・植物園団体者100人以上の呼びかけで「京都府立植物園を守る会」(以後、「守る会」)が発足し、「京都府立植物園の面積縮小に反対の署名」の取り組みを開始 |
| | 2月 | 周辺住民や府職労連などにより、「北山エリアの将来を考える会」(仮称)を結成 |
| | 3月 | 京都府立大学の学生を対象にした意見聴取会を実施 |
| | 3月 | 「北山エリアの将来を考える会」(以後、「考える会」)の主催で、植物園・府立大学ウォッティングを実施 |
| | 3月 | 「北山エリア整備事業手法等検討業務」に係る公募型プロポーザルを実施 →KPMGコンサルティング株式会社を事業者に選定 |
| | 4月 | 京都市の都市計画マスター・プランの「地域まちづくり構想」に、「北山文化・交流拠点地区」を追加。北山エリア整備基本計画に基づき、都市計画の変更等が検討される予定 |
| | 4月 | 「考える会」の主催で、講演会「まもなく100周年 府立植物園の魅力」を開催。無事完の、北山エリア整備計画の見直しを求める要請署名を開始 |
| | 4月 | 周辺住民による「府立植物園整備計画の見直しを求める会」(別称:ながらぎの森の会)が発足。change.orgでネット署名を開始。 |
| | 5月 | 「ながらぎの森の会」が約4万8千、「守る会」が約5700の署名を京都府に提出 |
| | 6月 | 「考える会」の主催で、講演会「京都府立大学の歴史と役割」を開催 |
| | 7月 | 「考える会」「守る会」「ながらぎの森の会」の3団体で、府庁前アピール行動と署名提出。署名の総合計72,452筆に到達。府は、住民説明会を開催する意向を初めて表明 |
| | 7月 | バスケットボール男子のBリーグ1部に所属する京都ハンナリーズが、府立大新体育馆(アリーナ)への本拠地移転を希望し、京都府との意見交換も始まっていることを「毎日新聞」が報道 |
| | 8月 | 「考える会」「守る会」「ながらぎの森の会」の3団体が、府が「8月中にも開催」としていた住民説明会を早期に開催するよう要請 |
| | 9月 | 9月懇親会で知事が、植物園整備に係る有識者懇話会を新たに設置することを表明 |
| | 10月 | 府立植物園の9代目園長・松谷茂氏、10代目園長・金子昭彦氏、元副園長・西原昭二郎氏が、計画の見直しを求めて記者会見 |
| | 11月 | 「ながらぎの森の会」のネット署名が10万筆を突破 |
| | 11月 | 京都府による初めての住民説明会が2会場で開催。事前予約であわせて500人参加 |
| | 11月 | 「考える会」「守る会」「ながらぎの森の会」の3団体が3回目の署名提出 |

各界から寄せられる見直し・反対の声

■女優・本上まなみさん(「京都新聞」10月7日付夕刊「現代のことば」より)

「人流を増やし賑わいを創出しようとする方面にシフトしている(ように私には見受けられる)ため、植物園が変わってしまうの?と大変心配しています」「既存のものを上手くいかし、環境にも財政にも負荷の掛からない、賢いプランであってほしい」「遊来の人を喜ばせるためのものではなく、まずは地域の人たちにとって有益で魅力的なものになるのか、この計画によってかけがえのない大切なものが損なわれる恐れはないのか。…これからもっと誰輪が重ねられていくことを願う」

■京都府立大学元学長・広原盛明氏(「ながらぎの森の会」への寄稿文より)

「府民・市民と京都府がともに手を携えて再建してきた府立植物園が、いま心無い関係者の手によって再び存廃の危機に曝されようとしている。イベント開発をなりわいとする商業コンサルタントの甘言に乗って、歴史的、文化的、学術的価値の高い府立植物園が、ただ集まって楽しむだけの『イベント広場』にされようとしているのである」「政府、自治体、企業、国民が総力を挙げてSDGsを達成するための努力を傾けている現在、その時代に逆行するような府立植物園の『イベント広場化』を絶対に許してはならない」

水道事業の広域連携・広域化について

令和3年8月24日町村会説明資料／京都府・府民環境部作成資料

将来見通しと広域化シミュレーション

水道事業のあり方に關する経営指針基準

- 1 対象地域（グランドデザインに定める3箇所）
（北都）京都市、伏見区、西京区、東山区、伏見区、中京区、守山区、左京区
（中都）木津川市、宇治市、山城市、京田辺市
（南都）奈良市、橿原市、御所市、生駒市、大和高田市
- 2 将来見通し（現状のままを踏まえた場合の50年後の推計）
需水量：現状の 5.7% に低下
施設収入：現状の 1.7 倍に増加
供給単価：現状の 3.1 倍に悪化（料金の実態）
- 3 広域化シミュレーション
団体ごとに個別の一体化を行った場合の効果額を算定

| | 北部 | 中部 | 南部 |
|--------------------|--------|-------|-------|
| 広域化効果額累計 (50年間) | 313 億円 | 76 億円 | 58 億円 |
| 供給単価の削減率 | 5.2 % | 2.1 % | 6.3 % |

工事費、運営管理費等の削減　広域化による量的効益の発揮
市町村域を超えて、競争の尖鋭化、共同利用を促進
(結果実現には、北部でも、中部で2段階の統合を想定)
施設収入の増加、システムの共同化等、単独の広域化効率化

京都水道アセットマネジメント検討会議

- 1 対象地域（京都水道及び淀水土リニア項目）
京都府管水道事業及び市道水、城陽市、八幡市、久慈郡山城町、京田辺市、木津川市、新琴引町、向日市、長岡京市、大山崎町
- 2 将來見通し（現状のままを踏まえた場合の効率化を検討）
水需要：現状の 6.9 % に低下
施設効率化による更新需要が今後も増加
供給予備力： 現在 25 % ⇒ 40 % に増大
- 3 広域化シミュレーション
京都水道と淀水導河の適正な合流タイミングの検討
コスト削減とリスクマネジメントのバランスを考慮

施設予備力を現行同水準となるよう合理化

リスク発生時等でも、日平均熱水量を確保
着地點：伏木、土岐、淀水、木津川

現状 21 床水場 ⇒ 9~13 床水場に削減可能
建設費用（40年間）：約100億円を削減可能

水道広域化推進プランの策定 (京都水道グランドデザインの改定)

団は、事業統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、市町村域を超えた水道事業の多様な広域化について、具体的かつ計画的に取組を進めていくため、都道府県に対し、令和4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定(公表)を要請。

【プランの主な記載事項】

- (1) 水道事業者ごとの経営環境と経営状況に係る現状と将来の見通し
- (2) 地域の実情を踏まえた広域化パターン毎の将来見通しのシミュレーションと広域化の効果
- (3) 今後の広域化に係る推進方針（具体的取組内容とスケジュール）等

→ 水道広域化推進プランに基づく広域化等の事業は、地方財政措置の対象になります
(事業を水道法に基づく「水道基盤強化計画等」に位置付けた場合は、国庫補助制度※の対象に)
※補助事業の要件が、事業統合又は経営の一括化を行う方針であることに留意（令和16年度までの期限措置）

京都府では、水道法に基づき「京都府水道事業広域的連携等推進協議会」を府内3箇域に設置しており、水道広域化推進プランの策定に向けて、府と市町村で協議をしていきます。

京都府水道事業広域的連携等推進協議会

- ◆ ね も 水道法第5条の4に規定される「広域的連携等推進協議会」
- ◆ 目 的 地域ごとの広域連携・広域化方針の検討、取組内容の会意・等
- ◆ 設置単位 府内3箇域（北、中、南都）に設置、必要応じて「全体会」を開催
- ◆ 構 成 知事及び市町村長で構成、下部組織に幹事会（水道担当者等で構成）
- ◆ 設 置 等 設置要綱に基づき令和元年10月に設置

今後、幹事会等で推動を重ね、令和4年度に首長を対象とした協議会本会議を開催し、プラン策定の最終的な協議を行います。

【京都水道グランドデザイン(H30.11策定)を
改定し、プランの策定に代える予定です】

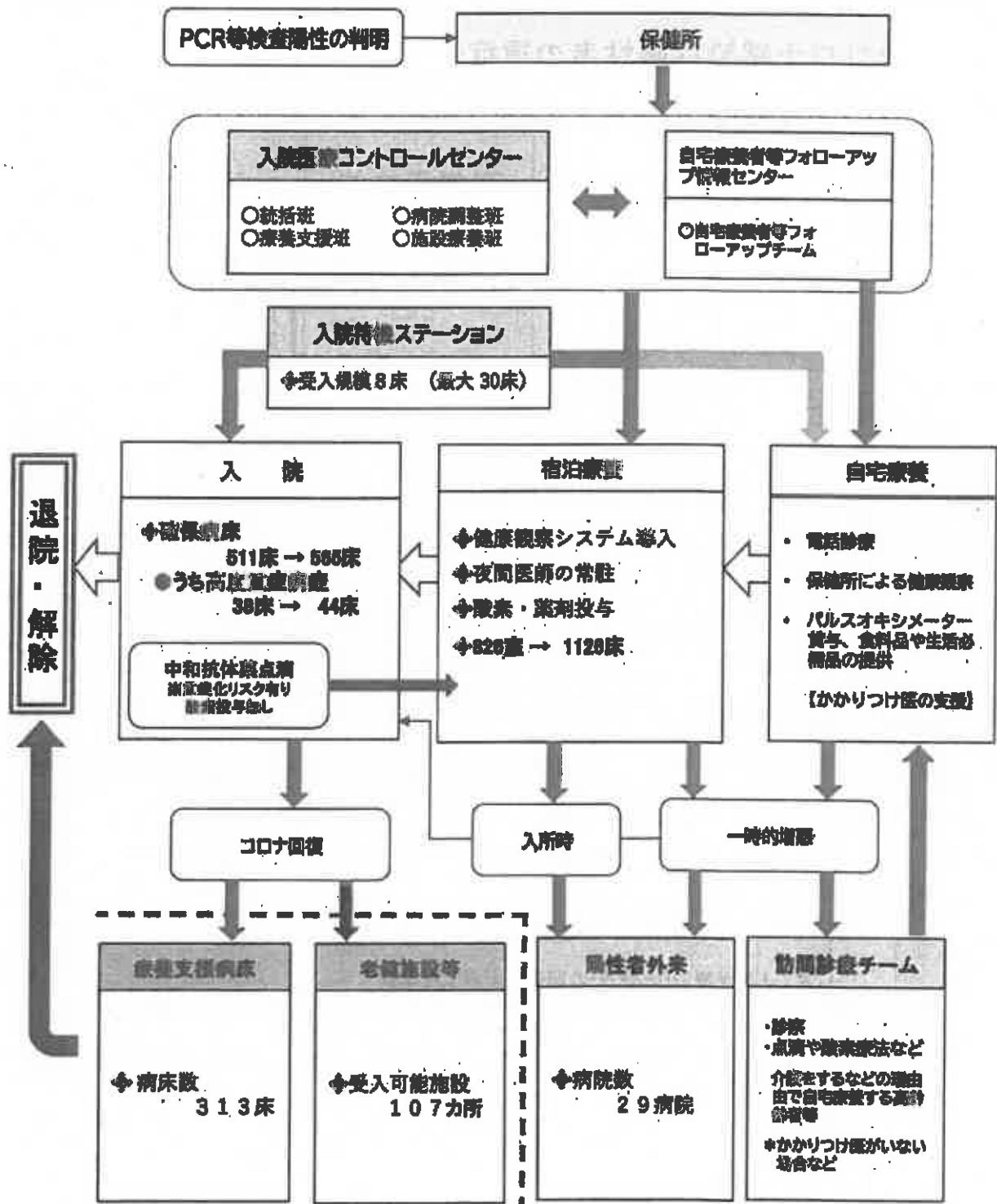
新型コロナウイルス診療・検査医療機関（公表分）

11月12日現在

| | | |
|-------------|------|-----|
| 京都市 287 | 北区 | 30 |
| | 上京区 | 32 |
| | 左京区 | 38 |
| | 中京区 | 30 |
| | 東山区 | 6 |
| | 下京区 | 21 |
| | 南区 | 12 |
| | 右京区 | 25 |
| | 西京区 | 31 |
| | 伏見区 | 34 |
| 山城地区 132 | 山科区 | 28 |
| | 向日市 | 16 |
| | 長岡京市 | 15 |
| | 大山崎町 | 4 |
| | 宇治市 | 27 |
| | 八幡市 | 13 |
| | 城陽市 | 8 |
| | 京田辺市 | 19 |
| | 久御山町 | 3 |
| | 井手町 | 2 |
| | 木津川市 | 15 |
| | 笠置町 | 1 |
| | 和束町 | 2 |
| | 精華町 | 6 |
| | 南山城村 | 1 |
| 南丹地域 16 | 亀岡市 | 10 |
| | 南丹市 | 4 |
| | 京丹波町 | 2 |
| 中丹地域 33 | 福知山市 | 16 |
| | 舞鶴市 | 11 |
| | 綾部市 | 6 |
| 丹後地域 26 | 宮津市 | 5 |
| | 京丹後市 | 13 |
| | 与謝野町 | 8 |
| 総 数（未公表含む） | | 842 |

日本共産党京都府会議員団調べ

医療及び療養の体制



第 53 回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2021 年 8 月 17 日）資料より

日本共産党京都府会議員団調べ

中和抗体薬投与（カクテル療法）の体制

新型コロナ感染症陽性者の重症化を抑制するため、対象者の状況に応じ、入院・外来・訪問診療の各方法で、早期に投与できる体制を整えます。

| | 入 院 | 外 来 | 往 診 (モデル実施) |
|--|-------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| 対象者 | ・軽症又は中等症 ・発症後 7 日以内 ・重症化リスクあり | | 左に加え、心身の状況又は社会的な要因により入院・外来投与が困難な者 |
| 投与医療機関 | コロナ入院病院 実施：41病院 | コロナ入院病院 実施：11病院 (予定含む) | 訪問診療の実績のある診療所等 |
| <p>保健所</p> <p>患者情報</p> <p>入院医療コントロールセンター専用調整窓口</p> <p>投与医療機関（搬送）調整</p> <p>入院投与</p> <p>・健康観察（入院）</p> <p>外来投与</p> <p>・健康観察（1時間） ・病状悪化時の電話連絡体制（24時間） ・緊急時の処置、入院</p> <p>往診投与</p> <p>・健康観察（1時間） ・病状悪化時の電話連絡体制（24時間） *緊急時は入院医療機関で対応</p> <p>注：入院医療コントロールセンターの調整によらず投与医療機関の判断によるケース有</p> | | | |
| 投与実績 (9/24現在) | 40医療機関 682件 (入院待機ST7件含む) | 3医療機関 45件 | [国：モデル実施 報告済み] |

第55回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2021年9月30日）資料より

日本共産党京都府会議員団調べ

保健所支援の8月・9月実績
 (1日につき配置された人数)

令和3年10月
 健康福祉総務課

| | 保健師 (府・市町村) | 潜在保健師 (人材バンク) | 看護師 (委託、派遣) | 事務等 | |
|-----|----------------|------------------|----------------|------|------|
| | | | | 振興局 | 本庁等 |
| 乙訓 | 0~1名 | 0~1名 | 0~3名 | 0~3名 | — |
| 山城北 | 0~10名 | 0~2名 | 0~15名 | 0~9名 | 0~4名 |
| 山城南 | 0~1名 | 0~1名 | 0~2名 | 0~6名 | — |
| 南丹 | 0~3名 | 0~2名 | 0~2名 | 0~3名 | — |
| 中丹西 | 0~2名 | 0~1名 | 0~2名 | 0~1名 | — |
| 中丹東 | 0~2名 | 0~1名 | 0~3名 | 0~1名 | — |
| 丹後 | 0~3名 | 0~1名 | 0~3名 | 0~3名 | — |

日本共産党京都府会議員団調べ

**他部局からコロナ主要部局（危機、健康、商工、保健所）への応援職員
<異動発令を伴うもののみで部局内応援除く>**

| | | | 応援元部局 のべ人数(人) | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 会計 | 危機 | 税務 | 政務 | 府文 | 建設 | 農業 | 商工 | 保健 | 人材 | 山陽 | 南北 | 中丹 | 丹波 | 後援 | 合計 |
| 知事 | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | 17 |
| 危機管理監付へ | 4 | 1 | | 1 | 5 | 1 | | | | 3 | | 2 | | | | | | 17 |
| 危機康福祉部へ | 1 | 4 | 1 | 5 | 3 | 3 | | 1 | 6 | 1 | 1 | 2 | 9 | 6 | 1 | 1 | 45 | |
| 商工労働観光部へ | 3 | | 5 | 4 | 4 | | | 11 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 35 | |
| 合計 | 5 | 5 | 4 | 11 | 7 | 8 | 5 | 1 | 17 | 8 | 1 | 2 | 4 | 10 | 7 | 1 | 1 | 97 |

| | | | 応援元部局 のべ人数(人) | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 会計 | 危機 | 税務 | 政務 | 府文 | 建設 | 農業 | 商工 | 保健 | 人材 | 山陽 | 南北 | 中丹 | 丹波 | 後援 | 合計 |
| 知事 | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | G | 11 |
| 危機管理監付へ | 1 | | 1 | 1 | 1 | 3 | | | 1 | 1 | | | | | | | | 2 |
| 危機康福祉部へ | 3 | 2 | 2 | 6 | 5 | 5 | 6 | 1 | 10 | 6 | | | | 4 | 1 | 1 | 3 | 55 |
| 商工労働観光部へ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 3 | | | | 1 | 4 | | | 14 |
| 保健所へ | 5 | | | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | | | | | | | | 5 |
| 合計 | 3 | 4 | 3 | 9 | 8 | 8 | 10 | 1 | 13 | 10 | 1 | 4 | 5 | 3 | 3 | 85 | | |

保健師数推移

| | | 実績調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 実績調査 | | | | | | | | | | | | 2003 | | | | | |
| 本府・その他 むすび | | 2020 | 2019 | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 | 2012 | 2011 | 2010 | 2009 | 2008 | 2007 | 2006 | 2005 | 2004 | 2003 |
| 京都府保健所 | 84 | 105 | 103 | 100 | 97 | 97 | 94 | 90 | 89 | 90 | 88 | 84 | 83 | 86 | 89 | 91 | 93 | 93 | 96 |
| 乙 利 | 8 | | | | 77 | 73 | 79 | 76 | 75 | 76 | 75 | 74 | 74 | 77 | 74 | 82 | 84 | 92 | 89 |
| 山 城 北 | 23 | | | | 9 | 9 | 10 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 | 9 |
| 山 城 南 | 9 | | | | 17 | 14 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 14 | 18 | 18 | 11 |
| 南 丹 | 13 | | | | 14 | 14 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 14 | 15 | 22 | 8 |
| 中 丹 西 | 8 | | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 | 10 | 11 | 7 |
| 中 丹 東 | 11 | | | | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 11 | 11 | 13 | 12 | 11 | 6 |
| 丹 後 | 12 | | | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 | 9 | 9 | 9 | 10 | 11 | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |

*1 地方公団体定員管理調査（総務省）

*2 京都府保健福祉統計（厚生労働省発表）

日本共産党京都府会議員団調べ

都道府県別保健所数

| 都道府県 | 平成8年 | 令和3年 |
|---------|------|------|
| 1 北海道 | 56 | 30 |
| 2 青森県 | 11 | 8 |
| 3 岩手県 | 15 | 10 |
| 4 宮城县 | 14 | 8 |
| 5 秋田県 | 8 | 9 |
| 6 山形県 | 8 | 5 |
| 7 福島県 | 16 | 9 |
| 8 茨城県 | 14 | 10 |
| 9 栃木県 | 11 | 6 |
| 10 群馬県 | 12 | 12 |
| 11 埼玉県 | 24 | 17 |
| 12 千葉県 | 19 | 18 |
| 13 東京都 | 71 | 31 |
| 14 神奈川県 | 40 | 10 |
| 15 新潟県 | 15 | 13 |
| 16 富山県 | 10 | 5 |
| 17 石川県 | 11 | 5 |
| 18 福井県 | 8 | 7 |
| 19 山梨県 | 8 | 5 |
| 20 長野県 | 17 | 12 |
| 21 岐阜県 | 14 | 8 |
| 22 静岡県 | 18 | 9 |
| 23 愛知県 | 42 | 16 |
| 24 三重県 | 11 | 10 |
| 25 滋賀県 | 9 | 6 |
| 26 京都府 | 23 | 8 |
| 27 大阪府 | 54 | 18 |
| 28 兵庫県 | 41 | 17 |
| 29 奈良県 | 6 | 5 |
| 30 和歌山县 | 10 | 8 |
| 31 鳥取県 | 5 | 3 |
| 32 島根県 | 10 | 8 |
| 33 岡山県 | 19 | 7 |
| 34 広島県 | 18 | 7 |
| 35 山口県 | 16 | 8 |
| 36 德島県 | 8 | 6 |
| 37 香川県 | 7 | 5 |
| 38 愛媛県 | 14 | 7 |
| 39 高知県 | 10 | 6 |
| 40 福岡県 | 36 | 18 |
| 41 佐賀県 | 8 | 5 |
| 42 長崎県 | 16 | 10 |
| 43 熊本県 | 15 | 11 |
| 44 大分県 | 13 | 7 |
| 45 宮崎県 | 10 | 9 |
| 46 鹿児島県 | 17 | 14 |
| 47 沖縄県 | 7 | 6 |
| 計 | 845 | 470 |

*各年4月1日時点

*保健所設置市分を含む

*分室を除く

厚生労働省提出資料

**新型コロナウイルス感染症に係る
令和2年度分国民健康保険料（税）減免の実施状況**

令和3年3月31日現在

| 市町村名 | 対象世帯数 | 減免額（千円） |
|-------|--------|-----------|
| 京都市 | 11,860 | 1,881,811 |
| 福知山市 | 58 | 11,695 |
| 舞鶴市 | 90 | 18,176 |
| 綾部市 | 18 | 3,723 |
| 宇治市 | 498 | 95,449 |
| 宮津市 | 76 | 12,305 |
| 亀岡市 | 209 | 35,759 |
| 城陽市 | 126 | 25,556 |
| 向日市 | 229 | 48,595 |
| 長岡京市 | 284 | 48,704 |
| 八幡市 | 170 | 29,382 |
| 京田辺市 | 155 | 25,059 |
| 京丹後市 | 230 | 38,234 |
| 南丹市 | 70 | 12,397 |
| 木津川市 | 152 | 28,783 |
| 大山崎町 | 25 | 4,913 |
| 久御山町 | 20 | 3,941 |
| 井手町 | 24 | 5,637 |
| 宇治田原町 | 17 | 3,533 |
| 笠置町 | 4 | 361 |
| 和束町 | 35 | 6,874 |
| 精華町 | 61 | 11,604 |
| 南山城村 | 6 | 736 |
| 伊根町 | 2 | 134 |
| 京丹波町 | 12 | 1,614 |
| 与謝野町 | 76 | 8,990 |
| 合計 | 14,507 | 2,363,965 |

日本共産党京都府会議員団調べ

生活福祉資金（新型コロナ感染症対策分）貸付状況

○月別貸付申請件数

| 年 | 月 | 緊急小口資金 | 総合支援資金 | 総合支援資金（延長） | 総合支援資金（調査料） | 計 |
|-----------|-----------|--------|--------|------------|-------------|--------|
| 令和2年 | 3月 | 121 | 2 | | | 123 |
| | 4月 | 2,926 | 50 | | | 2,976 |
| | 5月 | 6,489 | 4,765 | | | 11,254 |
| | 6月 | 4,547 | 3,995 | | | 8,542 |
| | 7月 | 2,763 | 2,822 | 1,066 | | 6,651 |
| | 8月 | 2,182 | 2,256 | 4,613 | | 9,051 |
| | 9月 | 1,854 | 1,883 | 3,458 | | 7,195 |
| | 10月 | 1,166 | 1,223 | 1,563 | | 3,952 |
| | 11月 | 702 | 683 | 1,043 | | 2,428 |
| | 12月 | 765 | 749 | 1,335 | | 2,849 |
| 令和3年 | 1月 | 789 | 724 | 591 | | 2,104 |
| | 2月 | 1,147 | 3,016 | 395 | 260 | 2,818 |
| | 3月 | 2,503 | 2,267 | 783 | 8,894 | 14,447 |
| R2.3～R3.3 | | 27,954 | 22,435 | 14,847 | 9,154 | 74,390 |
| 令和3年 | 4月 | 1,584 | 1,632 | 796 | 3,759 | 7,771 |
| | 5月 | 1,233 | 1,194 | 455 | 448 | 3,330 |
| | 6月 | 1,654 | 1,651 | 1,972 | 1,067 | 6,344 |
| | 7月 | 1,075 | 1,103 | 366 | 1,396 | 3,940 |
| | R3.4～R3.7 | 5,546 | 5,580 | 3,589 | 6,670 | 21,385 |
| 計 | | 33,500 | 28,015 | 18,436 | 15,824 | 95,775 |

○月別貸付申請件数金額

(単位：千円)

| 年 | 月 | 緊急小口資金 | 総合支援資金 | 総合支援資金（延長） | 総合支援資金（調査料） | 計 |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|------------|
| 令和2年 | 3月 | 22,652 | 900 | | | 23,552 |
| | 4月 | 569,909 | 27,449 | | | 597,358 |
| | 5月 | 1,230,690 | 2,511,736 | | | 3,742,426 |
| | 6月 | 863,040 | 2,079,070 | | | 2,942,110 |
| | 7月 | 536,710 | 1,438,322 | 573,750 | | 2,548,782 |
| | 8月 | 421,130 | 1,173,470 | 2,443,390 | | 4,037,990 |
| | 9月 | 357,520 | 975,224 | 1,824,770 | | 3,157,514 |
| | 10月 | 222,473 | 633,260 | 827,450 | | 1,683,183 |
| | 11月 | 133,735 | 345,250 | 546,400 | | 1,025,385 |
| | 12月 | 147,950 | 386,920 | 701,460 | | 1,236,330 |
| 令和3年 | 1月 | 150,890 | 369,250 | 306,680 | | 826,820 |
| | 2月 | 217,220 | 532,660 | 208,000 | 142,500 | 1,100,380 |
| | 3月 | 482,170 | 1,194,030 | 400,200 | 5,071,200 | 7,147,600 |
| R2.3～R3.3 | | 5,356,089 | 11,667,541 | 7,832,100 | 5,213,700 | 30,069,430 |
| 令和3年 | 4月 | 311,330 | 867,350 | 424,950 | 1,961,720 | 3,565,350 |
| | 5月 | 237,660 | 628,190 | 234,030 | 237,000 | 1,336,880 |
| | 6月 | 316,375 | 862,690 | 1,067,140 | 566,750 | 2,812,955 |
| | 7月 | 205,276 | 579,572 | 197,400 | 747,800 | 1,790,048 |
| | R3.4～R3.7 | 1,070,641 | 2,937,802 | 1,923,520 | 3,513,270 | 9,445,233 |
| 計 | | 6,426,730 | 14,605,343 | 9,765,620 | 8,726,970 | 39,514,663 |

日本共産党京都府会議員団調べ

新型コロナ 特例緊急貸付（小口） 申請件数・金額

| | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
|-------|--------|---------------|--------|---------------|-------|---------------|
| 京都市 | 25,470 | 4,850,800,000 | 20,282 | 3,857,609,000 | 5,188 | 993,191,000 |
| 福知山市 | 538 | 106,302,000 | 413 | 81,452,000 | 125 | 24,850,000 |
| 舞鶴市 | 585 | 115,130,000 | 379 | 74,180,000 | 206 | 40,950,000 |
| 綾部市 | 117 | 22,850,000 | 90 | 17,550,000 | 27 | 5,300,000 |
| 宇治市 | 1,802 | 352,520,000 | 1,402 | 273,600,000 | 400 | 78,920,000 |
| 宮津市 | 107 | 21,200,000 | 86 | 17,000,000 | 21 | 4,200,000 |
| 亀岡市 | 913 | 178,300,000 | 672 | 130,350,000 | 241 | 47,950,000 |
| 城陽市 | 622 | 123,680,000 | 457 | 90,680,000 | 165 | 33,000,000 |
| 向日市 | 532 | 103,800,000 | 420 | 81,850,000 | 112 | 21,950,000 |
| 長岡京市 | 584 | 115,100,000 | 445 | 88,400,000 | 139 | 26,700,000 |
| 八幡市 | 915 | 185,278,000 | 743 | 151,078,000 | 172 | 34,200,000 |
| 京田辺市 | 516 | 102,500,000 | 428 | 84,900,000 | 88 | 17,600,000 |
| 京丹後市 | 265 | 51,000,000 | 194 | 37,500,000 | 71 | 13,500,000 |
| 南丹市 | 234 | 46,200,000 | 187 | 36,900,000 | 47 | 9,300,000 |
| 木津川市 | 491 | 95,610,000 | 384 | 74,580,000 | 107 | 21,030,000 |
| 小計 | 8,221 | 1,619,470,000 | 6,300 | 1,240,020,000 | 1,921 | 379,450,000 |
| 大山崎町 | 116 | 22,550,000 | 94 | 18,200,000 | 22 | 4,350,000 |
| 久御山町 | 189 | 36,250,000 | 145 | 27,450,000 | 44 | 8,800,000 |
| 井手町 | 92 | 18,000,000 | 67 | 13,200,000 | 25 | 4,800,000 |
| 守治田原町 | 105 | 20,450,000 | 85 | 16,450,000 | 20 | 4,000,000 |
| 笠置町 | 2 | 400,000 | 0 | 0 | 2 | 400,000 |
| 和束町 | 26 | 4,400,000 | 15 | 2,500,000 | 11 | 1,900,000 |
| 精華町 | 155 | 30,070,000 | 115 | 22,170,000 | 40 | 7,900,000 |
| 南山城村 | 12 | 1,900,000 | 11 | 1,700,000 | 1 | 200,000 |
| 京丹波町 | 68 | 12,280,000 | 52 | 9,450,000 | 16 | 2,830,000 |
| 伊根町 | 13 | 2,600,000 | 11 | 2,200,000 | 2 | 400,000 |
| 与謝野町 | 84 | 16,050,000 | 54 | 10,350,000 | 30 | 5,700,000 |
| 小計 | 862 | 164,950,000 | 649 | 123,670,000 | 213 | 41,280,000 |
| 労働金庫 | 460 | 84,890,000 | 460 | 84,890,000 | 0 | 0 |
| 日本郵便 | 263 | 49,900,000 | 263 | 49,900,000 | 0 | 0 |
| | 35,276 | 6,770,010,000 | 27,954 | 5,356,089,000 | 7,322 | 1,413,921,000 |

日本共産党京都府会議員団調べ

新型コロナ 特例緊急貸付（総合・延長・再貸付 合計） 申請件数・金額

| | 令和2年度(2020年4月~2021年3月) | | 令和3年度(2021年4月~2022年3月) | | 令和3年度(2021年4月~2022年3月) | |
|-------|------------------------|----------------|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
| 京都市 | 53,233 | 28,129,417,000 | 36,512 | 19,339,627,000 | 16,721 | 8,789,790,000 |
| 福知山市 | 863 | 447,940,000 | 510 | 269,650,000 | 353 | 178,290,000 |
| 舞鶴市 | 848 | 456,112,000 | 428 | 227,312,000 | 420 | 228,800,000 |
| 棲部市 | 141 | 78,850,000 | 84 | 46,300,000 | 57 | 32,550,000 |
| 宇治市 | 3,420 | 1,874,660,000 | 2,241 | 1,227,260,000 | 1,179 | 647,400,000 |
| 宮津市 | 128 | 69,450,000 | 83 | 45,300,000 | 45 | 24,150,000 |
| 亀岡市 | 1,989 | 1,090,710,000 | 1,316 | 717,400,000 | 673 | 373,310,000 |
| 城陽市 | 1,040 | 570,800,000 | 683 | 373,250,000 | 357 | 197,550,000 |
| 向日市 | 998 | 541,250,000 | 667 | 364,600,000 | 331 | 176,650,000 |
| 長岡京市 | 1,043 | 558,550,000 | 638 | 340,400,000 | 405 | 218,150,000 |
| 八幡市 | 1,537 | 826,032,000 | 1,039 | 554,400,000 | 498 | 271,632,000 |
| 京田辺市 | 716 | 387,350,000 | 454 | 244,950,000 | 262 | 142,400,000 |
| 京丹後市 | 291 | 155,200,000 | 139 | 73,350,000 | 152 | 81,850,000 |
| 南丹市 | 366 | 195,572,000 | 246 | 130,572,000 | 120 | 65,000,000 |
| 木津川市 | 808 | 449,200,000 | 512 | 282,500,000 | 296 | 166,700,000 |
| 小計 | 14,188 | 7,701,676,000 | 9,040 | 4,897,244,000 | 5,148 | 2,804,432,000 |
| 大山崎町 | 204 | 110,300,000 | 148 | 80,350,000 | 56 | 29,950,000 |
| 久御山町 | 282 | 150,090,000 | 171 | 92,790,000 | 111 | 57,300,000 |
| 井手町 | 168 | 91,700,000 | 91 | 49,250,000 | 77 | 42,450,000 |
| 宇治田原町 | 203 | 107,250,000 | 143 | 75,300,000 | 60 | 31,950,000 |
| 笠置町 | 3 | 1,650,000 | 1 | 600,000 | 2 | 1,050,000 |
| 和束町 | 50 | 27,000,000 | 28 | 15,300,000 | 22 | 11,700,000 |
| 精華町 | 238 | 131,130,000 | 153 | 85,230,000 | 85 | 45,900,000 |
| 南山城村 | 20 | 11,800,000 | 10 | 5,800,000 | 10 | 6,000,000 |
| 京丹波町 | 89 | 48,100,000 | 54 | 29,050,000 | 35 | 19,050,000 |
| 伊根町 | 19 | 9,750,000 | 13 | 6,450,000 | 6 | 3,300,000 |
| 与謝野町 | 110 | 58,100,000 | 70 | 36,350,000 | 40 | 21,750,000 |
| 小計 | 1,386 | 746,870,000 | 882 | 476,470,000 | 504 | 270,400,000 |
| 合計 | 68,809 | 36,577,963,000 | 46,436 | 24,713,341,000 | 22,373 | 11,864,622,000 |

日本共産党京都府会議員団調べ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 実績

| 自治体等名 | 支給決定件数 | 支給済額 (単位:円) |
|--------|--------|----------------|
| 福知山市 | 3 | 60,000 |
| 舞鶴市 | 13 | 180,000 |
| 綾部市 | 0 | 0 |
| 宇治市 | 65 | 3,620,000 |
| 宮津市 | 6 | 60,000 |
| 亀岡市 | 29 | 1,220,000 |
| 城陽市 | 6 | 440,000 |
| 向日市 | 0 | 0 |
| 長岡京市 | 7 | 340,000 |
| 八幡市 | 2 | 80,000 |
| 京田辺市 | 0 | 0 |
| 京丹後市 | 4 | 120,000 |
| 南丹市 | 5 | 160,000 |
| 木津川市 | 2 | 0 |
| 一般市計 | 142 | 6,280,000 |
| 乙訓保健所 | 4 | 100,000 |
| 山城北保健所 | 7 | 0 |
| 山城南保健所 | 1 | 60,000 |
| 南丹保健所 | 0 | 0 |
| 丹後保健所 | 0 | 0 |
| 郡部計 | 12 | 160,000 |
| 京都市 | 1,541 | 69,400,000 |
| 京都府合計 | 1,695 | 75,840,000 |

日本共産党京都府会議員団調べ

令和3年度 住居確保給付金 支給決定状況

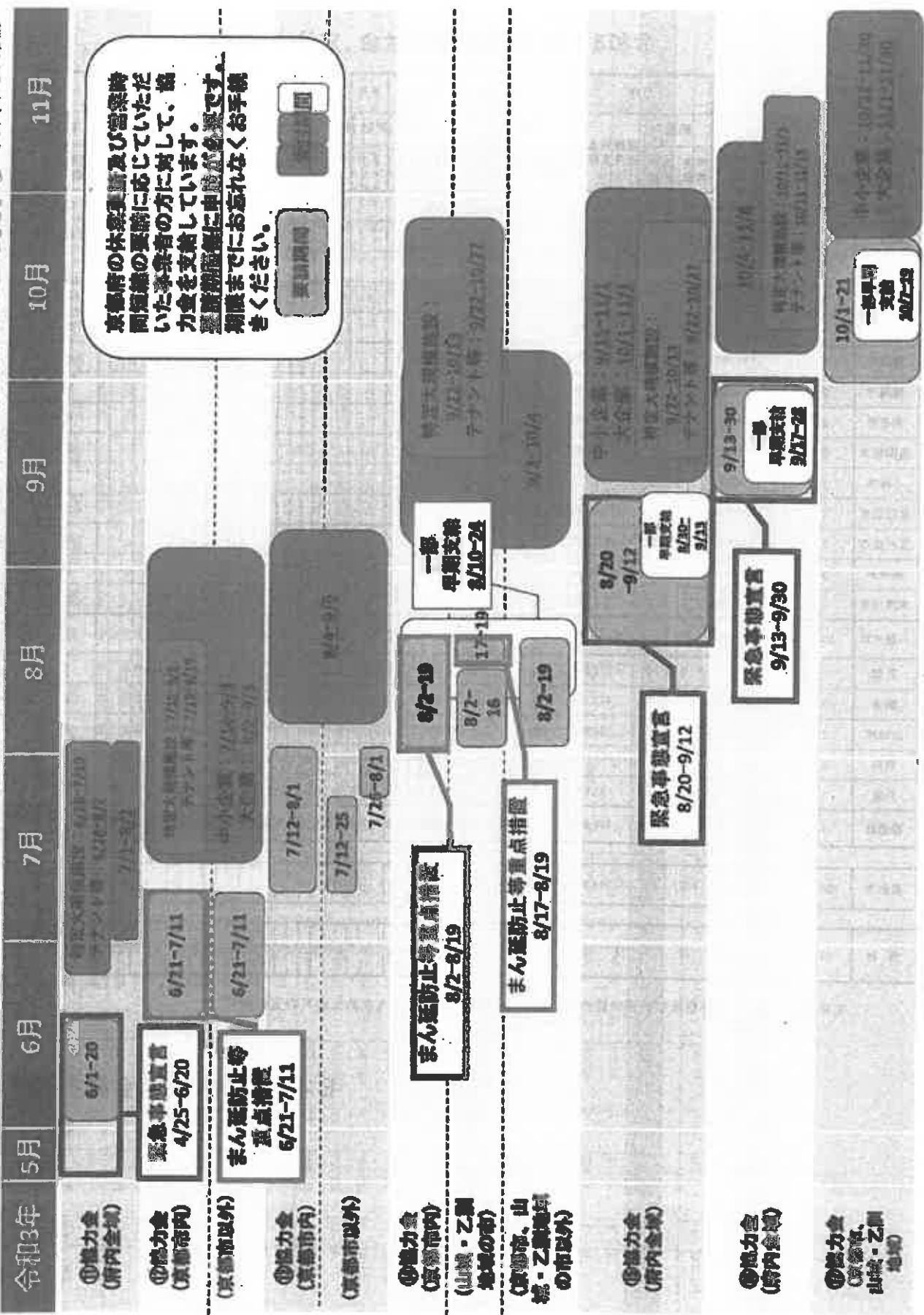
| | 4月 | | | | 5月 | | | | 6月 | | | | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 | | |
|------|----------|----------|----------------|----------|----------|------------|----------------|----------|------------|----------|----------------|----------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|------------|-------------|------------|
| | 新規 | | 継続分合計 当月支給額 | | 新規 | | 継続分合計 当月支給額 | | 新規 | | 継続分合計 当月支給額 | | 新規 | 新規 | 新規 | 新規 | 新規 | 新規 | 新規 | 新規 | 新規 | 申請 件数 | 決定 件数 | 支給額 |
| | 申請 件数 | 決定 件数 | 申請 件数 | 決定 件数 | 申請 件数 | 決定 件数 | 申請 件数 | 決定 件数 | 申請 件数 | 決定 件数 | 申請 件数 | 決定 件数 | | | | | | | | | | | | |
| 福知山市 | 0 | 0 | 206,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35,000 | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 241,400 |
| 舞鶴市 | 4 | 4 | 450,300 | 4 | 4 | 570,600 | 8 | 3 | 472,400 | | | | | | | | | | | | 14 | 11 | 1,466,300 | |
| 鏡城市 | 1 | 1 | 118,900 | 0 | 0 | 162,000 | 0 | 0 | 288,100 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 524,900 | |
| 宇治市 | 5 | 3 | 5,334,800 | 7 | 7 | 3,850,800 | 9 | 9 | 5,332,600 | | | | | | | | | | | 21 | 21 | 14,818,000 | | |
| 宮津市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | |
| 亀岡市 | 1 | 3 | 895,600 | 4 | 2 | 769,300 | 3 | 4 | 754,300 | | | | | | | | | | | | 8 | 9 | 2,443,200 | |
| 城陽市 | 0 | 0 | 143,000 | 0 | 0 | 248,000 | 0 | 0 | 393,000 | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 705,000 | |
| 向日市 | 2 | 2 | 424,000 | 2 | 2 | 387,620 | 0 | 0 | 688,600 | | | | | | | | | | | | 4 | 4 | 1,480,520 | |
| 長岡京市 | 0 | 0 | 62,800 | 0 | 0 | 38,000 | 0 | 0 | 91,000 | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 182,800 | |
| 八幡市 | 1 | 1 | 1,224,500 | 4 | 3 | 991,700 | 4 | 6 | 1,744,000 | | | | | | | | | | | | 9 | 15 | 3,980,200 | |
| 東田辺市 | 1 | 3 | 187,400 | 1 | 1 | 305,400 | 1 | 1 | 373,200 | | | | | | | | | | | | 3 | 5 | 870,000 | |
| 京丹波市 | 2 | 2 | 118,600 | 2 | 2 | 210,800 | 5 | 5 | 230,000 | | | | | | | | | | | | 6 | 6 | 556,600 | |
| 南丹市 | 0 | 0 | 98,700 | 1 | 1 | 77,100 | 1 | 1 | 136,000 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 311,800 | |
| 木津川市 | 3 | 3 | 993,200 | 2 | 0 | 711,600 | 1 | 0 | 980,500 | | | | | | | | | | | | 6 | 3 | 2,401,200 | |
| 一般市計 | 20 | 28 | 10,285,400 | 27 | 22 | 8,481,620 | 30 | 29 | 11,072,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77 | 80 | 28,810,320 |
| 乙訓 | 0 | 0 | 212,300 | 0 | 0 | 212,300 | 1 | 1 | 216,300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 840,900 |
| 綾部 | 1 | 1 | 458,400 | 1 | 1 | 477,700 | 0 | 1 | 478,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1,410,900 | |
| 山城南 | 2 | 1 | 175,000 | 2 | 2 | 250,000 | 0 | 1 | 230,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 664,000 | |
| 南丹 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 丹波 | 1 | 1 | 68,600 | 0 | 0 | 35,600 | 0 | 0 | 35,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 139,800 | |
| 湖南計 | 4 | 3 | 916,000 | 5 | 3 | 975,600 | 1 | 3 | 984,500 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 9 | 2,885,500 | |
| 京都市 | 108 | 185 | 72,238,000 | 108 | 80 | 70,314,300 | 202 | 95 | 83,757,700 | | | | | | | | | | | | 417 | 340 | 226,311,000 | |
| 合計 | 139 | 187 | 83,419,700 | 136 | 115 | 78,771,620 | 233 | 127 | 76,784,300 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 502 | 429 | 236,925,820 | |

*件数は、新規申請件数及び新規決定件数。支給額は継続分、正長分も含めた当月の支給総額

日本共産党京都府会議員団調べ

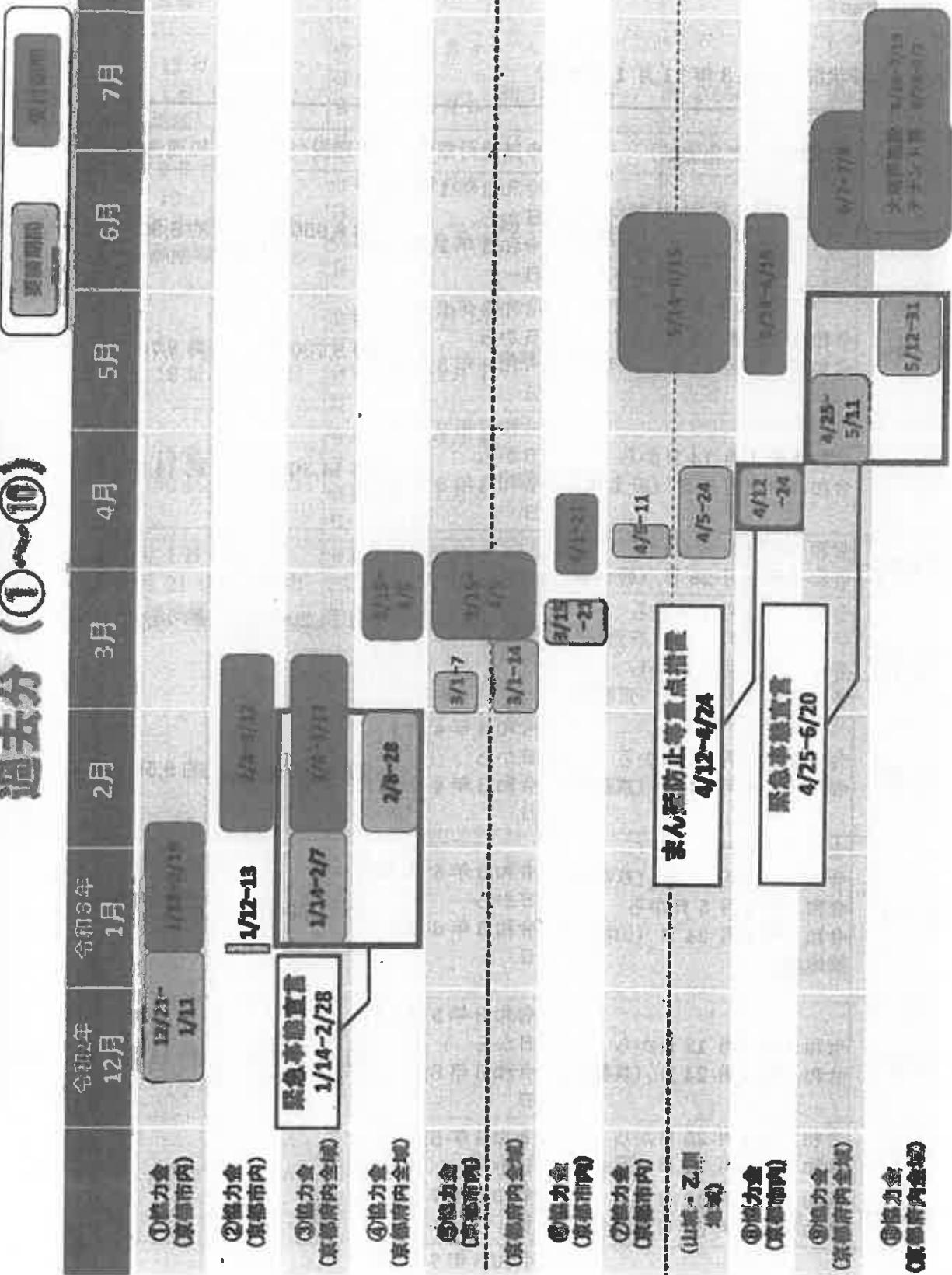
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る協力金のご案内

令和3年 10月20日版



京都府ホームページより

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る協力金 適用区分 (①～⑩)



京都府ホームページより

時短要請等協力金の進捗状況について

時短要請等にご協力いただいた事業者の皆様に対する協力金の進捗状況は以下のとおりです。
 (随時更新)

審査の進捗状況（令和3年11月1日時点）

| | 要請期間（対象地域） | 申請受付期間 | 申請受付件数 | 処理済件数 | 支給率 |
|------|--|--------------------------|----------|----------|-------|
| 第1期 | 令和2年12月21日から 令和3年1月11日（京都市） | 令和3年1月12日から 令和3年2月1日 | 約8,900件 | 約8,900件 | 約100% |
| 第2期 | 令和3年1月12日から 令和3年1月13日（京都市） | 令和3年2月8日から 令和3年3月1日 | 約8,700件 | 約8,700件 | 約100% |
| 第3期 | 令和3年1月14日から 令和3年2月7日（府全域） | 令和3年2月8日から 令和3年3月1日 | 約14,300件 | 約14,300件 | 約100% |
| 第4期 | 令和3年2月8日から 令和3年2月28日（府全域） | 令和3年3月15日から 令和3年4月5日 | 約14,200件 | 約14,200件 | 約100% |
| 第5期 | 令和3年3月1日から 令和3年3月7日（府全域） 令和3年3月1日から 令和3年3月14日（京都市） | 令和3年4月1日から 令和3年4月21日 | 約9,500件 | 約9,500件 | 約100% |
| 第6期 | 令和3年3月15日から 令和3年3月21日（京都市） | 令和3年4月14日から 令和3年5月15日 | 約11,600件 | 約11,500件 | 約99% |
| 第7期 | 令和3年4月6日から 令和3年4月11日（京都市） 令和3年4月5日から 令和3年4月24日（山城・乙訓地域） | 令和3年5月14日から 令和3年6月15日 | 約11,800件 | 約11,200件 | 約99% |
| 第8期 | 令和3年4月12日から 令和3年4月24日（京都市） | 令和3年5月14日から 令和3年6月15日 | 約15,500件 | 約15,400件 | 約99% |
| 第9期 | 令和3年4月25日から 令和3年5月11日（府全域） | 令和3年6月7日から 令和3年7月8日 | 約15,200件 | 約15,000件 | 約99% |
| 第10期 | 令和3年5月12日から 令和3年5月31日（府全域） | 令和3年7月1日から 令和3年8月2日 | | | |
| 第11期 | 令和3年6月1日から 令和3年6月20日（府全域） | | | | |

京都府ホームページより

| | | | | | |
|--------|---|--|------------|------------|-------|
| 第 12 期 | 令和 8 年 6 月 21 日から 令和 8 年 7 月 11 日（京都市・ 京都市以外の地域） | 令和 9 年 7 月 14 日から 令和 9 年 9 月 3 日 | 約 14,200 件 | 約 12,500 件 | 約 88% |
| 第 13 期 | 令和 8 年 7 月 12 日から 令和 8 年 8 月 1 日（京都市・ 京都市以外の地域） | 令和 8 年 8 月 4 日から 令和 8 年 9 月 6 日 | 約 19,300 件 | 約 10,800 件 | 約 77% |
| 第 14 期 | 令和 8 年 8 月 2 日から 令和 8 年 8 月 19 日（京都市・ 山城乙訓地域の市・「京都市 及び山城・乙訓地域の市」以 外の地域） | 令和 8 年 9 月 3 日から 令和 8 年 10 月 4 日 | 約 18,900 件 | 約 6,200 件 | 約 45% |
| 第 15 期 | 令和 8 年 8 月 20 日から 令和 8 年 9 月 12 日（府全域） | 令和 8 年 9 月 15 日から 令和 8 年 11 月 1 日 | 申請受付中 | | |
| 第 16 期 | 令和 8 年 9 月 13 日から 令和 8 年 9 月 30 日（府全域） | 令和 8 年 10 月 4 日から 令和 8 年 11 月 8 日 | 申請受付中 | | |
| 第 17 期 | 令和 8 年 10 月 1 日から 令和 8 年 10 月 21 日（京都市 及び山城・乙訓地域） | 令和 8 年 10 月 22 日から令和 3 年 11 月 30 日 | 申請受付中 | | |

京都府ホームページより

京都府中小企業融資制度 融資実績
(令和2年4月～令和3年3月累計)

(単位:件、千円)

| 制度名 | 件数 | 金額 |
|--------------------------------|--------|-------------|
| 新型コロナウイルス対応緊急資金 (普通保証、SN5号) | 638 | 21,200,486 |
| 危機関連枠 (新型コロナウイルス関連) | 1,148 | 50,091,800 |
| 災害対策緊急資金 (新型コロナウイルスSN4号) | 2,314 | 72,214,743 |
| 新型コロナウイルス対応資金 (実質3年間無利子) | 42,166 | 851,787,598 |

日本共産党京都府会議員団調べ